

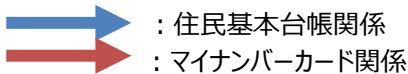
**デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する
ワーキンググループ（第3回）**

事務局提出資料

令和7年5月 総務省

- (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策**
- (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
- (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

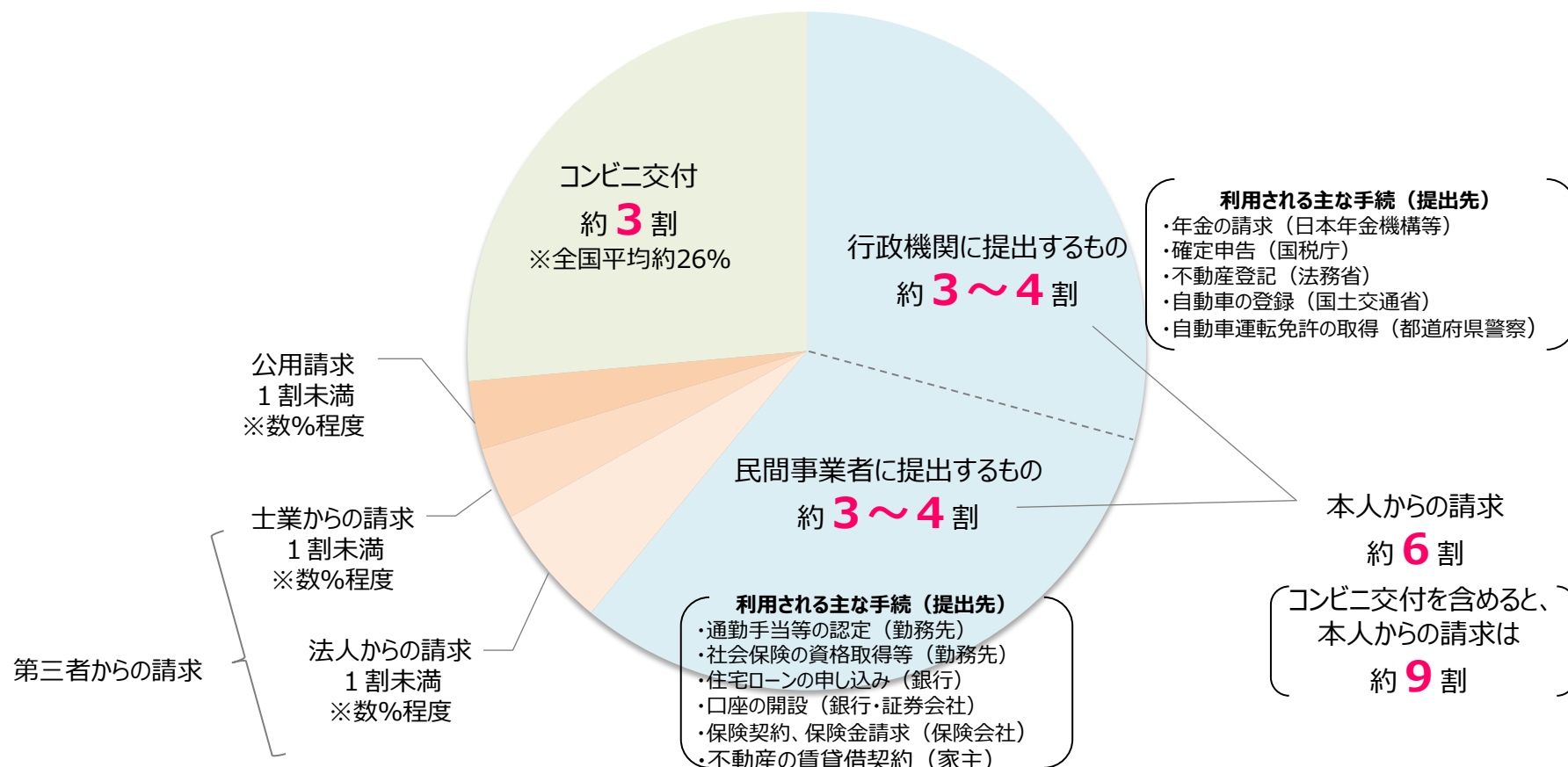
- カード交付等



住民票の写しの交付件数の内訳

- 住民票の写しの請求主体や、本人からの請求の場合の提出先について、各団体におけるサンプル調査の結果を踏まえると、団体毎に実情は異なるものの、概ね以下のような状況であると考えられる。

住民票の写しの請求主体/本人請求の場合の提出先（イメージ）



- 住民票の写しの交付件数を削減するには、**割合が大きい「本人からの請求」を中心に検討を深める必要があるのではないか。**「本人からの請求」は、**更に、「本人が行政機関に提出するもの」「本人が民間事業者へ提出するもの」に分けて検討する必要があるのではないか。**

住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（本人が交付を受け、行政機関に提出する場合）

- 本人が住民票の写しの交付を受ける場合について、主な提出先（行政機関）と提出先が確認している情報は以下のとおりであり、**本人の4情報を確認している場合が多い。**

提出先	手続	提出先において確認している情報							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
日本年金機構/各共済組合	厚生年金の請求手続等	○							通常、住基ネットで情報を取得するため住民票の写しの提出は不要 ※日本年金機構では、年金原簿に個人番号が登録されておらず、かつ年金請求時に個人番号の届出がなかった者にのみ住民票の写しの提出を求めている
国税庁（税務署）	確定申告（窓口で手続する場合） ※税理士により行われる場合がある	○	○						e-taxを利用すれば、住民票の写しを省略可能
法務省（法務局）	不動産登記 ※司法書士等により行われる場合がある	○							オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用）を利用すれば、住民票の写しを省略可能 ※職権による住所等変更登記（R8.4～）でも住基ネットが活用される予定（住民票の写しを省略可能）
国土交通省	自動車の登録 ※自動車販売店経由で登録が行われる場合がある	○							オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用）を利用すれば、住民票の写しを省略可能 ※氏名・住所変更の申請については、住基ネットを用いて住民票の写しの提出を省略可能
都道府県（警察）	自動車運転免許の取得手続	○		○					※マイナ免許証の本籍情報変更手続には、戸籍電子証明書を利用すれば、住民票の写しを省略可能

既に、住基ネットやマイナンバーカード（電子証明書）の利用により、住民票の写しの省略が進んでいる手続

（国土交通省・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、日本年金機構・国税庁・警察庁・法務省のホームページ情報を元に総務省において作成。）

- 4情報を確認する手続については、**既に、住基ネットによる行政機関間のバックヤード連携やマイナンバーカード（電子証明書）を用いたオンライン申請により、住民票の写しの省略を進めており、これらの取組をさらに進めることが重要**か。また、住民票の写しが省略された手続であっても、住民が住民票の写しを提出している可能性があり、**住民票の写しが省略可能であることについて、各省庁における周知広報に工夫が必要**な面もあるか。
- 本籍情報や世帯員の情報を確認する手続については、行政機関間のバックヤードでの情報連携の手法（例；戸籍電子証明書、公共サービスメッシュ等）の更なる活用を、今後検討することが考えられるか。

住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（本人が交付を受け、民間事業者に提出する場合）

- 本人が住民票の写しの交付を受ける場合について、主な提出先（民間事業者）と提出先が確認している情報は以下のとおりであり、**本人の情報に加え、世帯員の情報を確認している場合が多い。**

提出先	手続	提出先において確認している情報※							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
勤務先	通勤手当の認定、住居手当の認定	○							
	扶養手当の認定、単身赴任手当の認定	○			○	○			配偶者、被扶養者の情報を確認
	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の資格取得／喪失、被扶養者異動、育児休業関係手続	○	○		○	○			配偶者、被扶養者の情報を確認
	所得税の特別徴収異動届、特別徴収切替申請	○	○						
銀行	住宅ローンの申し込み ※不動産会社を経由して手続が行われることがある。	○			○	○			世帯構成、在留資格の有無を確認
	銀行口座の開設	○	○						
証券会社	証券口座の開設	○	○						
保険会社	保険契約、保険金請求手続（死亡、年金支払開始等）	○	○						
家主	不動産の賃貸借契約 ※不動産会社を経由して手続が行われることがある	○			○	○			居住者本人・世帯員（家族で入居する場合）の情報を確認

※一般的な例であり、事業者により取扱いが異なることがあり得る。

（地方公共団体情報システム機構人事担当部局・総務省人事担当部局・全国銀行協会・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、銀行・証券会社のホームページ情報を元に総務省において作成。）

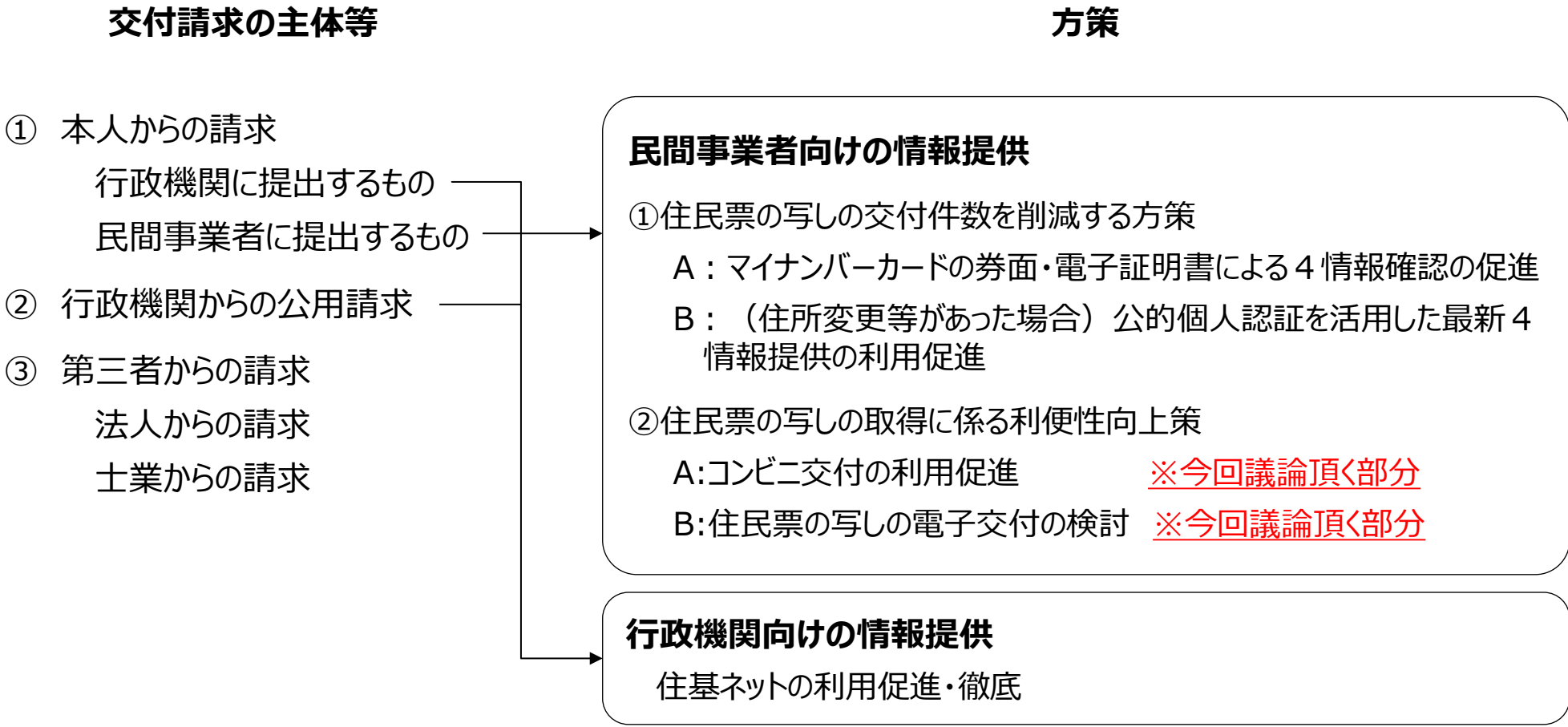
口座開設時にマイナンバーカード（電子証明書）を利用してオンライン手続を行えば、公的個人認証を活用した最新4情報提供により、最新の住所等を確認可能

マイナンバーカード・電子証明書（スマホ搭載含む）で確認可能な手続

- 4情報や個人番号を確認する手続について、民間事業者は住基ネットを利用できないものの、マイナンバーカードの券面・電子証明書で情報を確認できるほか、口座開設手続等を公的個人認証を用いてオンラインで行った場合、その後も最新4情報提供により住所情報等を確認可能。**マイナンバーカードの普及が進んだことを踏まえ、**最新4情報提供の活用促進を図ることが重要か。**
- 世帯員の情報を確認する手続については、住民票の写し以外の手段がないことから、住民票の写しの取得に係る利便性向上方策を検討する必要があるか。**

住民票の写しの交付件数を削減するための方策/住民票の写しの取得に係る利便性向上策

・ 以上を踏まえると、**住民票の写しの交付件数を削減するための方策**や**住民票の写しの取得に係る利便性向上策**は、**以下のよう**に考えられるのではないかと。



民間事業者向けの情報提供

①住民票の写しの交付件数を削減する方策

A：マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進

B：（住所変更等があった場合）公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

②住民票の写しの取得に係る利便性向上策

A:コンビニ交付の利用促進

B:住民票の写しの電子交付の検討

住民票の写しの交付件数を削減するための方策（コンビニ交付）

- コンビニ交付の利用促進について、**これまでの主な議論は以下のとおり。**

第2回WGにおける主な議論

- 自動車購入や不動産購入においては、住民票の写しを、ディーラーや司法書士を経由して行政機関に提出していることもある。最終的な提出先が行政機関だとしても、媒介者が存在する場合は住基ネットが利用できず、住民票の写しが必要になるため、コンビニ交付の利用促進が必要なのではないか。
- 住民票の写しの発行件数は長期的に見て減少傾向である一方、コンビニ交付利用率は上昇傾向で、直近は約4割となっており、窓口負担の軽減につながっている。コンビニ交付の利用率向上に向けた取組としてポスターやケーブルテレビ、デジタルサイネージによる市民への周知広報を行っている。コンビニ交付の利用率向上に係る課題としては、取得が必要な証明書の種類を把握していない住民が、相談も兼ねて窓口に来られる場合があることにどう対応するか、コンビニ交付の認知度をいかに向上させるかといった点が挙げられる。
- コンビニ交付の更なる利用率・利便性の向上に向けて、転出後でも前住所地の税証明書等を取得可能とできないか。また、広告動画を活用した全国的な周知広報を行うことも効果的ではないか。
- コンビニ交付の利用促進のため、コンビニ交付の手数料の減免を行っている自治体もあるが、費用面がネックとなるため、国費等の補助があればありがたい。
- コンビニ交付については、広報等の利用率向上に係る取組の横展開は有効と考える。一方、域内の小規模市町村の中には、費用対効果の面から導入を見送っている団体もある模様。
- コンビニ交付の費用対効果を考える場合はコンビニ交付端末の設置に係るコストだけではなく、住民の利便性の向上（移動コストの低減）等の社会全体のコスト削減効果を考える必要がある。
- 住民票の写しの交付の利便性向上の観点から、郵便局の活用方策は2通りある。一つは、郵便局事務取扱法により、住民票の写しの引き渡しも含め市町村事務の一部を郵便局に委託する方法。もう一つは、郵便局に自動交付機を設置してコンビニ交付のように利用すること。いずれの方法が適切か、それぞれの市町村の実情に応じて考える必要がある。
- 郵便局に自動交付機を設置する方法は、導入にあたっての事務面では比較的ハードルが低いが、自動交付機の設置に係る費用対効果が課題であり、補助金等の支援をいただきたい。
- 市町村によっては、役場と郵便局が同じ場所に位置している、郵便局の数が少ないといったところもあり、こういう地域では郵便局に委託する効果はそれほど大きくないと思われるため、地域の実情を踏まえて検討していくことが重要。

コンビニ交付の利用促進に関する論点

- これまでの議論等を踏まえると、「コンビニ交付の利用促進」については、以下の3つの論点が考えられる。
- 今回は、「コンビニ交付の持続的な運営に向けた対応策」（下記論点の②）及び「コンビニ交付の更なる利便性向上策」（下記論点の③）について検討する。

<論点>

①コンビニ交付参加団体における利用率向上策

→ 住民の利便性の向上や行政負担の軽減につながるコンビニ交付について、その利用率の向上策を検討する。

第2回（前回）に議論

②コンビニ交付の持続的な運営に向けた対応策

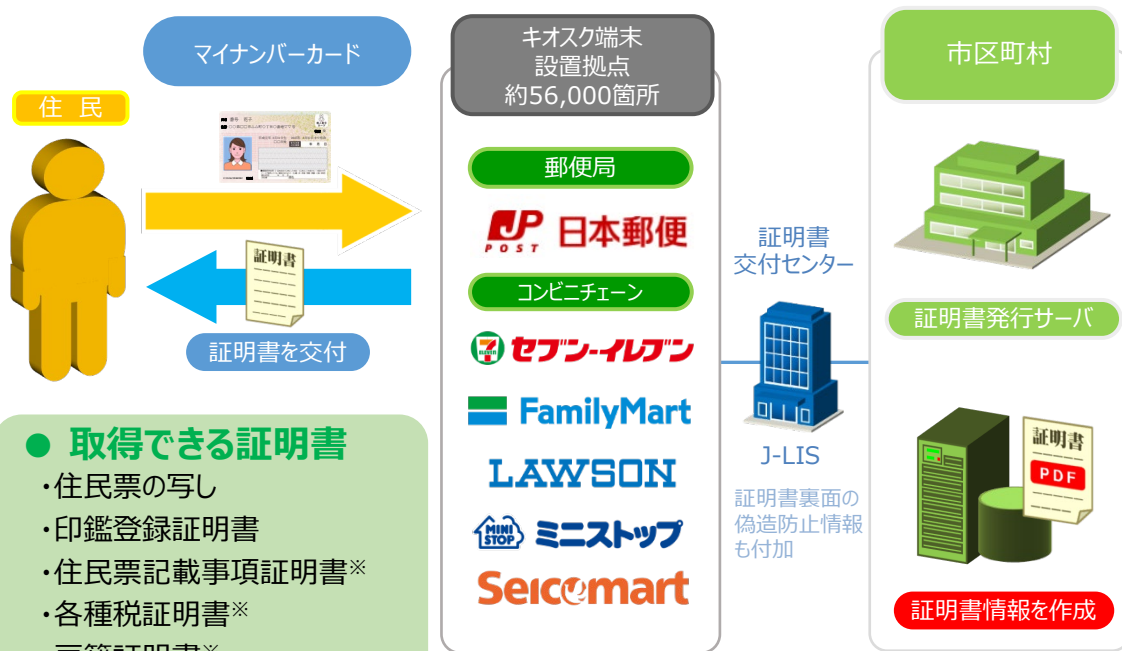
→ コンビニ交付に要する費用面を中心に、市区町村におけるコンビニ交付の持続的な運営に係る対応策を検討する。

第3回（今回）に議論

③コンビニ交付の更なる利便性向上策

→ 戸籍証明書や課税証明書など、コンビニ交付で発行可能な証明書の種類等を拡大させることによる、利用者の利便性向上策を検討する。

- ・ マイナンバーカードを活用しコンビニ等で住民票の写し等の証明書を交付するサービスにより、**住民の利便性の向上と窓口負担の軽減**が実現。
- ・ 交付通数も年々増加。**住民票の写しは、令和6年度には約1,713万通（6年前（平成30年度）の9倍以上）が交付**されている。



● 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書※
- ・ 各種税証明書※
- ・ 戸籍証明書※
- ・ 戸籍の附票の写し※
- ・ 罹災証明書※

※対応しない市町村もあり。

※このほか、スーパーマーケット、ドラッグストア、庁舎等に設置

導入のメリット

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

年度別交付通数

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住民票	1,773,227	2,386,613	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,371	17,129,178
住記載	22,577	31,693	51,625	96,150	161,022	248,270	286,754
印鑑	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,923	12,173,744
税	255,328	338,597	530,124	976,462	1,474,902	2,146,003	2,679,033
戸籍	192,234	300,519	493,285	940,863	1,734,345	3,288,104	3,185,593
附票	17,575	27,324	44,523	84,913	135,658	225,416	243,293
合計	3,697,803	4,947,383	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,896,087	35,697,595

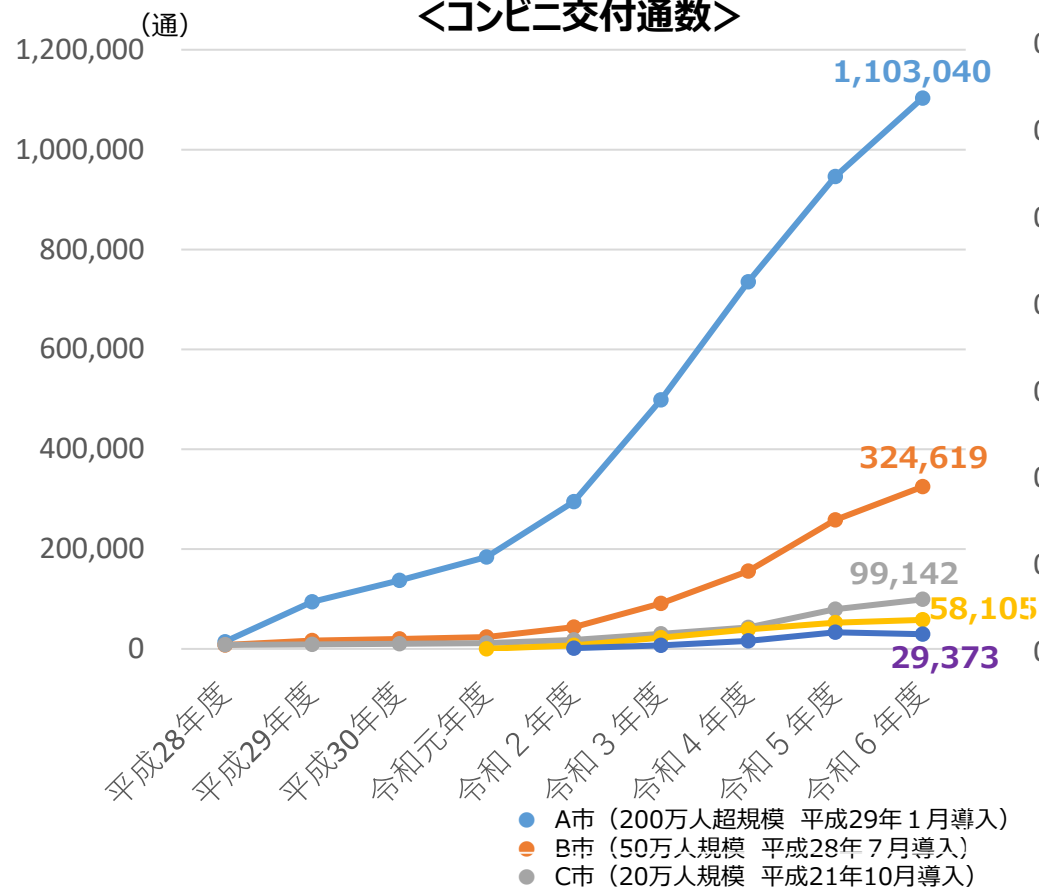
※ 令和7年4月7日時点で、35自治体における56郵便局でコンビニ交付が可能

団体規模別の「人口1人当たりコンビニ交付利用通数」及び「コンビニ交付通数」の推移

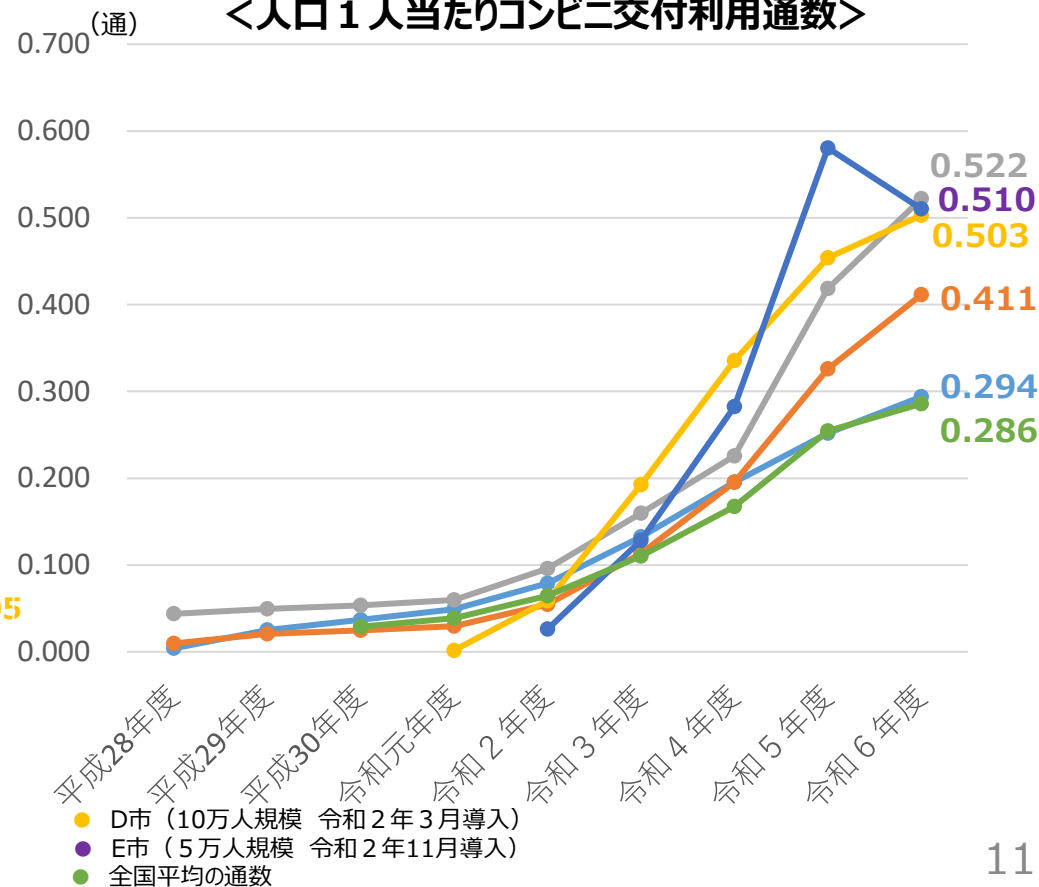
第2回WG資料

- 人口規模の異なる5つの市を取り上げ、団体ごとの毎年度の各種証明書のコンビニ交付通数（総通数）の推移を見ると、**人口規模の大きい団体ほど近年のコンビニ交付通数の伸びが顕著であり、窓口事務軽減の効果やそれに伴う財政負担軽減の効果も大きくなっている**ことが考えられる。
 - 一方、毎年度の人口1人当たりの各種証明書のコンビニ交付利用通数（＝コンビニ交付利用率）を確認すると、必ずしも人口規模の大小による相関は見られず（必ずしも大規模団体の利用割合が高いわけではない）、**小規模団体であっても、様々な取組の工夫等（後述）により人口1人当たり通数を向上させている団体もある**ことが分かる。
 - また、住民票の写しについて言えば、全国でのコンビニ交付利用率※は、令和5年度には**27.6%**という水準にあり、近年上昇傾向にはあるものの、**全国のマイナンバーカード保有率(令和6年度末:78.3%)と比較して小さく、まだ向上の余地を大きく残しているのではない**か。
- ※ R5年度の全体交付通数 5,553万通に対し、コンビニ交付は1,530万通。

＜コンビニ交付通数＞



＜人口1人当たりコンビニ交付利用通数＞



- ・住民票の写しの交付について、人口1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体にその要因等を調査。
- ・人口1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体においては、**通常の窓口交付に比べて交付手数料を安価（たとえば1通「10円」など）に設定することのほか、そのメリットを自治体SNS・広報誌等でPR**することなどの取組を通じてコンビニ交付の利用を促進している。

<取組① 交付手数料の引き下げ>

通常の窓口交付に比べて恒常的に交付手数料を100～200円引き下げているほか、期間を限定し、1通10円などの大幅な交付手数料の引下げを行うことにより、コンビニ交付利用への誘導を図っている。

※ 前ページのE市においては、①恒常的に交付手数料を100円引き下げているほか、②令和5年度の1年間は1通10円に設定している。

<取組② 各種広報手段を用いた利便性や交付手数料引下げ等のPR>

自治体のHPやSNS、広報誌等により「コンビニ交付の利便性」や「お得さ」をPRしている。特に、自治体のHPでは、「コンビニのキオスク端末の使用方法を解説する動画」が掲載されている場合もあり、広く住民がコンビニ交付を利用しやすくするための工夫が見られる。

※ 前ページのD市においては、庁舎窓口で証明書の交付をする際に、併せてコンビニ交付をPRするチラシを配布している。

<取組③ 各種証明書の提出先と連携したコンビニ交付への誘導>

各種証明書の提出先（域内の金融機関や学校等）と連携し、手続きに際して「証明書はコンビニでも取得可能」であることを周知・案内してもらうことなどにより、コンビニ交付利用への誘導を図っている。

<取組④ 窓口における庁内自動交付機の案内>

各種証明書の交付を受けるため庁舎窓口を訪れた者に対し、庁内に設置している自動交付機の利用を案内することにより、「コンビニ交付の便利さやお得さ」を実感してもらい、次回以降のコンビニ交付の利用につなげている。

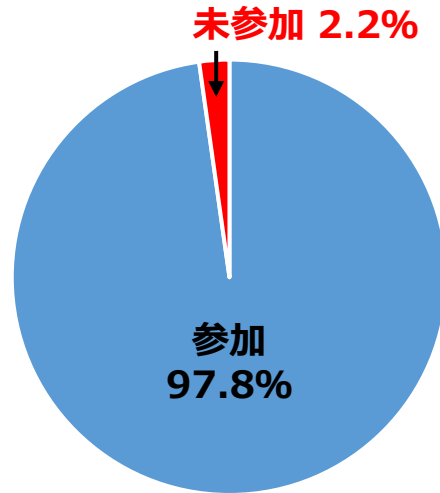
コンビニ交付の更なる利用促進を図る観点から、上記のような**取組の周知や全国的な横展開**が求められるのではないかと。

コンビニ交付参加／未参加団体の状況

第2回WG資料

- ・ コンビニ交付事業については、令和7年4月15日時点で**全1,741市区町村のうち1,378団体が参加**（今後参加予定の団体を含む）。参加団体の住民基本台帳人口に基づく「**人口カバー率**」は**97.8%**に至っている。
- ・ 一方、**人口の小規模な市町村を中心に363団体が未参加**であり、特に**人口5千人未満の町村では約2/3の団体が未参加**。

【参考】参加／未参加団体の「人口カバー率」（令和7年4月時点）



（グラフ上の割合は団体数ベースでの算出）

	団体数	団体数ベースの割合	人口※1 (万人)	人口ベースの割合
参加※2	1,378	79.1%	12,210	97.8%
未参加	363	20.9%	279	2.2%
合計	1,741	100%	12,489	100%

※1 令和6年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口

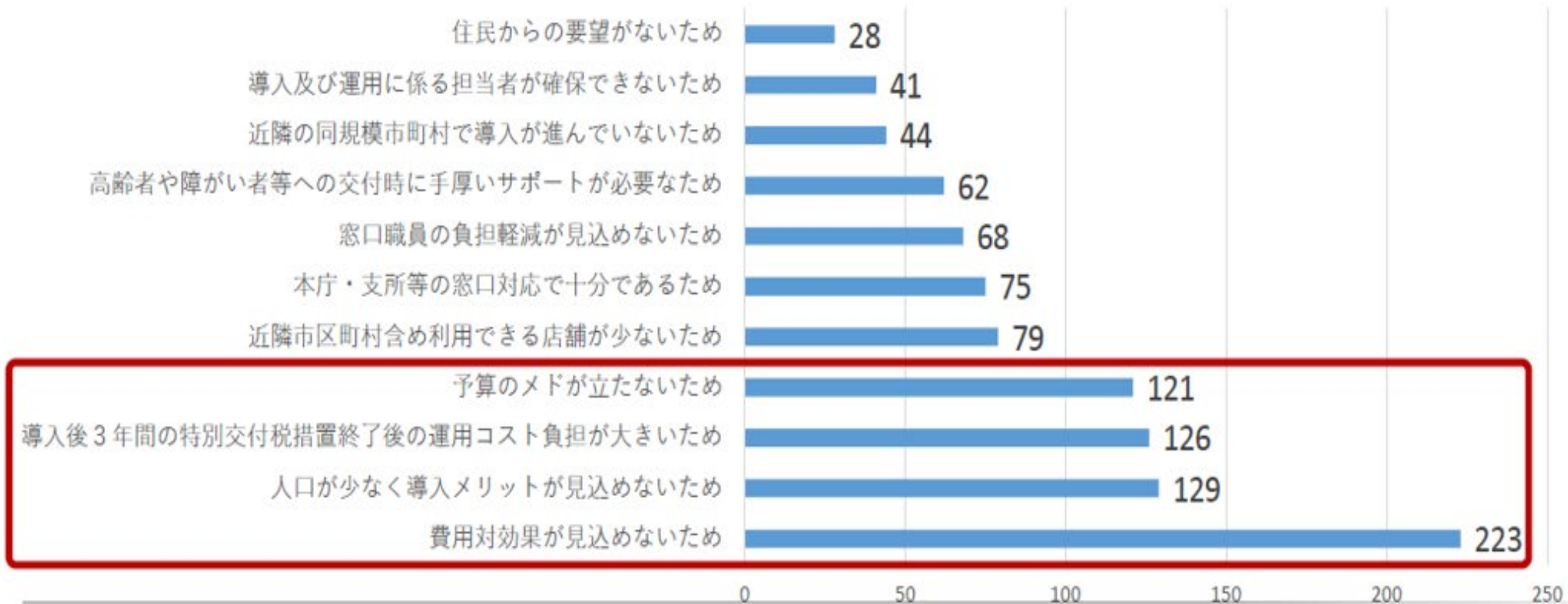
※2 令和7年4月時点で参加予定の団体も含む

＜未参加団体の詳細＞

	政令市	中核市	特別区	一般市		町村			合計
				人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満	
団体数	0	0	0	0	32	58	70	203	363
全団体数に占める割合	-	-	-	-	32/534 ⇒ 6.0%	58/398 ⇒ 14.6%	70/229 ⇒ 30.1%	203/299 ⇒ 67.9%	-

- ・ J-LISの調査によると、コンビニ交付未参加の理由としては、「**近隣市区町村含め利用できる店舗が少ないため**」等の回答がある一方、「**費用対効果が見込めないため**」や「**運用コスト負担が大きい**ため」などの財政的な観点等に基づく回答が多くを占めている。

<未参加理由（複数回答可）> ※J-LIS研究開発部「コンビニ交付/自治体基盤クラウドシステムに係る説明会」の資料より抜粋 n=717



- ・ 小規模団体の財政負担軽減にも資する可能性があることから、**費用負担のあり方の見直し**を検討する必要があるか。
※ 上記の論点の詳細については、今回の議論も踏まえ、第3回（次回）において取り上げる。

市区町村においてコンビニ交付を実施する際に必要となる主な費用

- 市区町村がコンビニ交付を実施するに際し、
 - ① 初期（導入）費用として、証明発行サーバの構築や既存住基システムから証明発行サーバへ証明書交付に必要な情報の連携を行うための既存住基システムの改修などの**各種初期費用**が必要
 - ② 運用に関しても、**J-LISへの運営負担金**や**コンビニ等事業者への委託手数料**、**証明書発行サーバの保守費用**が必要。
- なお、J-LISへの運営負担金については、小規模団体の負担軽減が図られているが、全国的に交付通数が増加する中、全体として**小規模団体ほど1通あたりの負担金が増加**する傾向にある。

	費用細目	備考
初期費用	・証明発行サーバの構築費用 ・既存住基システムの改修費用 ・LGWAN接続のための費用 等	特別交付税措置（～R7年度）又はデジタル活用推進事業債（R7年度～）の対象
運用費用	・J-LISへの運営負担金 （固定費。団体の人口規模に応じて決定） ・コンビニ事業者への委託手数料 （交付通数に応じて（1通当たり117円）事業者に支払う） ・証明発行サーバの保守費用	—

→ J-LISへの運営負担金の額及び交付1通当たりの負担金額の一覧

市区町村の区分		運営負担金額	
		（固定費）	交付1通当たりの額（R6年度）
政令市	人口100万人以上	9,879,630円	16.1円
	人口100万人未満	7,842,593円	27.1円
市・特別区	人口15万人以上	4,787,037円	47.7円
	人口5万人以上15万人未満	2,728,000円	114.4円
	人口5万人未満	2,218,741円	315.0円
町村		690,963円	215.2円

- 交付通数の増加が顕著な**大規模団体を中心に**、1通あたりの経費が減少し、**コンビニ交付サービスの収支改善や窓口事務軽減の効果も大きくなっていることが推察**される。
- 他方、**小規模団体の負担が依然として大きい現状**に鑑みると、**コンビニ交付の運営の持続可能性を確保**するため、今後、**費用負担構造の適切な見直し**が求められるか。

（参考）住民票の写しの1通あたりの交付手数料（一般的なケース） 200～250円

全国の市区町村における各種証明書のコンビニ交付への対応状況

- 住民票の写しや印鑑登録証明書については、コンビニ交付を導入している全ての団体が対応している一方、**課税証明書や戸籍証明書については、小規模団体を中心に対応していない団体も多く見られる。**

<全国の市区町村における各種証明書のコンビニ交付への対応状況（令和7年4月15日時点）>

コンビニ交付 導入団体数 a	住民票の写し		印鑑登録証明書		課税証明書		戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
	対応 団体数	aに対する 割合	対応 団体数	aに対する 割合	対応 団体数	aに対する 割合	対応 団体数	aに対する 割合	対応 団体数	aに対する 割合
1,371	1,371	100.0%	1,371	100.0%	978	71.3%	789	57.5%	746	54.4%

<コンビニ交付参加自治体（全1,371団体（令和7年4月15日時点）のうち戸籍証明書未対応自治体の詳細>

単位：団体

	政 令 市	中 核 市	特 別 区	一般市		町村			合計
				人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満	
団体数	0	5	5	37	172	182	106	75	582 (参加自治体の うち42.5%)

<コンビニ交付参加自治体（全1,371団体（令和7年4月15日時点）のうち課税証明書未対応自治体の詳細>

単位：団体

	政 令 市	中 核 市	特 別 区	一般市		町村			合計
				人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満	
団体数	1	7	3	24	111	117	69	61	393 (参加自治体の うち28.7%)

住民の利便性向上やコンビニ交付の利用率向上の観点から、**課税証明書や戸籍証明書などの発行可能な証明書種類の拡大**を検討する必要があるか。その際、**小規模団体において共通する課題も洗い出しながら、対応を検討**する必要があるか。

コンビニでの課税証明書の広域交付について

- 令和6年度地方分権提案において、「**賦課期日以降に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税証明書等を、コンビニのキオスク端末により取得可能にしていきたい**」旨の提案があったことを踏まえ、全国の自治体での導入ニーズを調査。
- 調査の結果、**約7割の団体から「改修の必要性を感じる」との回答が示された**（一方で、自治体の証明書発行サーバー・J-LIS証明書交付センターのシステム改修費用や運用費用が課題との意見が一定存在する）。

<調査概要>

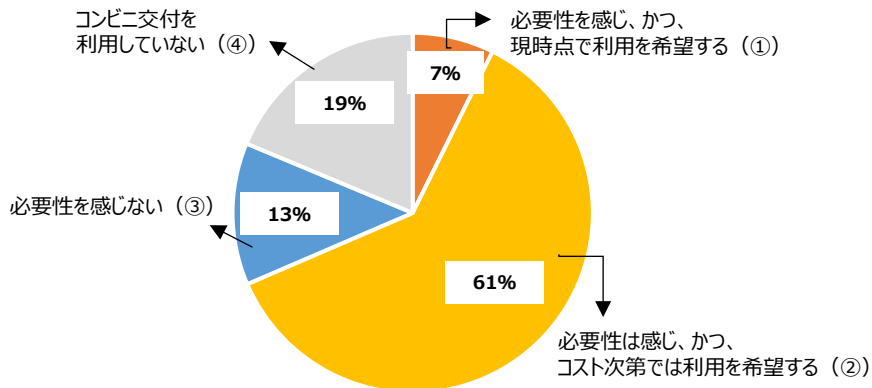
○調査期間：令和7年3月19日～令和7年3月26日

○調査対象：全1,741市区町村

○有効回答数：1,449市区町村

<調査結果>

Q：賦課期日（1月1日）以降に他の市区町村に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税（非課税）証明書をコンビニ交付で取得可能することについて、当該取得を可能とする改修を行う必要性を感じるか。また、必要性を感じる場合、貴団体は当該サービスの利用を希望するか。



	①	②	③	④
回答数	106	887	185	271
割合	7%	61%	13%	19%

約7割の団体が必要性を感じ
利用を希望

<主な意見>

- 転出者の課税証明書の取得は、**郵送請求が多く、取得側も自治体側も負担が大きい**ため、**郵送請求に代わる手段として導入を検討**したい。（東京都A市）
- 1月1日現在の住所地での課税という住民税課税の性質上、賦課決定時期である6月において住所地が違うことはままあることであり、転出先のコンビニで交付を受けることができれば、**利便性の向上や課税証明書交付事務負担の軽減につながる**。（山口県B市）
- 市外転出者にとって、現在の仕様はあまりにも不便。問合せも絶えず、その都度「交付不可」と伝えるのは**業務上大きな負担であり、導入を希望**。（三重県C市）
- 当町では、転出者に係る所得証明書の郵送請求は年に数回あるかどうかである。改修費用はもとより、システム導入後の維持費の負担も大きくなることが見込まれ、**費用対効果が非常に低いことから、導入に当たっては慎重な検討が必要**。（福島県D町）

- 実現のためには、**J-LISのシステム改修のための経費が必要**であることに留意しつつ、**住民の利便性向上・コンビニ交付の利用率向上の観点や窓口における事務負担の軽減の観点**から、課税証明書の広域交付の実装に向けた検討を進める必要があるか。

※ なお、自治体のコンビニ交付の機能拡充のための経費については、特別交付税措置やデジタル活用推進事業債の対象。

民間事業者向けの情報提供

①住民票の写しの交付件数を削減する方策

A：マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進

B：（住所変更等があった場合）公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

②住民票の写しの取得に係る利便性向上策

A:コンビニ交付の利用促進

B:住民票の写しの電子交付の検討

住民票の写しの交付件数を削減するための方策（住民票の写しの電子交付）

- 本人が交付を受けた住民票の写しを民間事業者に提出し、提出先において世帯員の情報を確認する手続を想定し、**住民票の写しの取得に係る利便性向上方策を検討**する。
- 利便性向上方策として、「住民票の写しの電子交付」も考えられるところ、**これまでの主な議論は以下のとおり**。

第1回WGにおける主な議論

- 住民票の写しについては、紙交付と電子交付の併用では、紙の交付件数は減るが、市町村の事務負担全体ではそれほど変わらないと思われ、電子交付を進めるのであれば、紙交付の廃止を検討すべきではないか。
- 電子交付はセキュリティの観点から問題がなければ賛成。どうしても紙交付を残す必要がある場合、紙交付の手数料を上げることも考えられる。
- 住民票の写しの紙交付については、紙である必要性がないものはどんどん電子化を進めるとともに、紙の手続の延長線上のデジタル化にならないよう、電子データを正本とした場合の課題等を検討する必要がある。住民票の写しは行政機関に提出されているのか民間事業者に提出されているのか、その内訳も重要。
- 住民票の写しの電子交付については、電子データになると提供や利用が容易になる点、住民票の写しは個人情報複数記載された公的な書類である点、住民票の写しが様々な場面で利用される過程で不適正な利用や流通が起こる可能性に留意する必要がある。住民票の写しと国税における電子納税証明書との、記載情報、交付件数、利用シーンの違いなども踏まえてリスク分析を行い、個人情報保護との関係を整理すべき。
- 住基ネットや公的個人認証の4情報提供の利用拡大については賛成。世帯情報が必要となれば、住民票の写しの電子交付も考えられると思う。一方で、電子データの原本性をどう考えるか、電子署名を付与した電子データがコピー可能であること等も含めて検討が必要。
- 住民票の写しは民間事業者でも必要とされる。電子交付を行うとした場合、民間事業者のシステムと個別に連携しようとするコストが高くなるのであれば、まずは電子署名付きのPDFデータ等を簡易に受け渡しができる仕組みにすればよいのではないか。複製可能であったとして、検証に対して課金することも考えられる。

第2回WGにおける主な議論

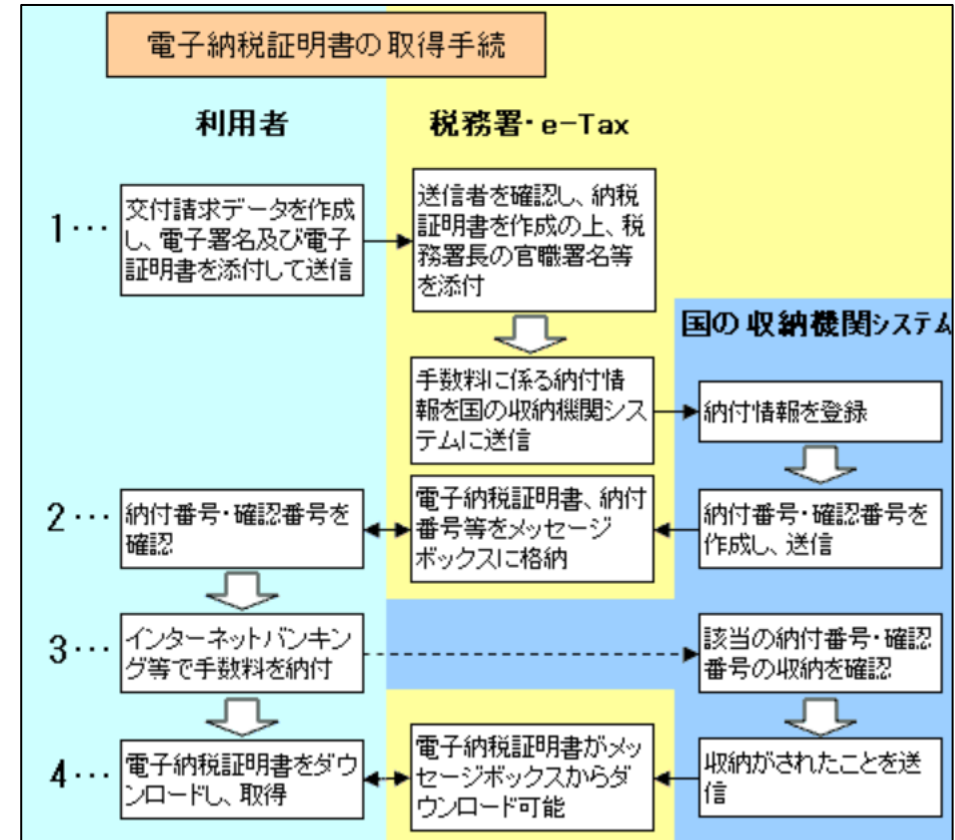
- コンビニ交付は年々増加しているが、期待する水準には達していない。また、コンビニが近くにない地域もあり、郵便局での証明書発行も有用ではないかと考える。郵送請求については、郵便料金が住民負担であるため、住民票の写しの電子交付が有効な手段と考える。

- 他制度における公的証明書の電子交付としては、既に納税証明書（国税）の電子交付が開始されている。

納税証明書（国税）の電子交付の概要

	納税証明書（国税）の電子交付	（参考）住民票の写しのコンビニ交付
証明書を請求する者	本人 ※代理人による請求も可能	本人
法令上の根拠	国税通則法第123条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条	住民基本台帳法第12条
電子交付に対応している証明書	納税証明書 ・納税額等の証明 ・所得金額の証明 ・未納税額の証明 ・滞納処分を受けたことがないことの証明	・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ※このほか、印鑑証明書、税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しにも対応
交付形式	電子データ ・PDF形式 ・XML形式	紙
手数料の額	370円	自治体により異なる
手数料の納付方法	インターネットバンキング等	現金（コンビニのキオスク端末）
改ざん防止措置	・PDF形式:内容確認用QRコード ・XML形式:税務署長の電子署名	スクランブル画像

（参考）電子納税証明書の取得イメージ



（出典：国税庁HP）

電子納税証明書の記載事項・セキュリティ対策

- e-TAXで取得可能な電子納税証明書について、記載事項とセキュリティ対策は以下のとおり。

電子納税証明書 (PDF) の様式

- モノクロプリンターで印刷する白黒の証明書です。
- 証明書には、プリンターで印刷可能な各種加工が施されています。
- 証明書の左下に、証明内容を確認するためのQRコードが印刷されています。

電子受取 (PDF)

納税証明書
(その1 納税証明用紙)

納税者の住所・氏名 (所在地・名称)

税目

証明内容

発行番号

発行日

税務署長名

署長印

電子発行表示

QRコード

国税庁ホームページの「納税証明書確認コーナー（令和3年7月公開）」で証明内容を確認できます。

QRコードは、画面上のウェブの登録商標です。

特殊潜像模様
国税マークの上にレンチキュラーレンズ (60Lpi) を重ねると潜像の「国税」「NTA」が発現します

マイクロ文字
とても小さい字で「TAX」と表示されています

レリーフ模様
国税マークとTAXがふっくらと立体的に表現されています

記載事項

- 証明書の種類名
- 納税者の住所(所在地)
- 氏名(名称)
- 税目
- 証明内容
 - 年度及び区分
 - 納付すべき税額
 - 納付済額
 - 未納税額
 - 法定納付期限等
- 発行番号
- 発行日
- 税務署長名
- 署長印
- 電子発行表示
- QRコード（証明内容確認用）

セキュリティ対策

本人確認措置

取得時にマイナンバーカード等の電子証明書による認証

改ざん防止措置

PDF 形式の 場合	マイクロ文字	複写すると文字が潰れる
	レリーフ模様	複写するとレリーフが潰れる
	QRコード	QRコード付納税証明書確認コーナー（国税庁HP）で証明内容の一致を確認
	特殊潜像模様	専用のレンズを用いて潜在画像を確認
XML 形式の 場合	税務署長の 電子署名	電子署名の有効性を確認

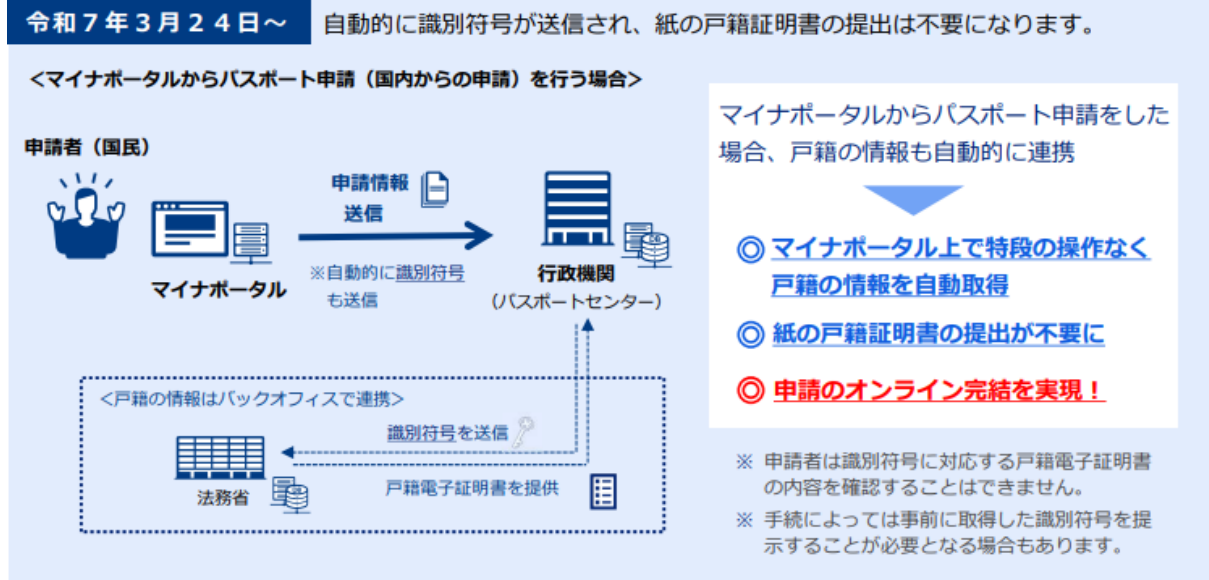
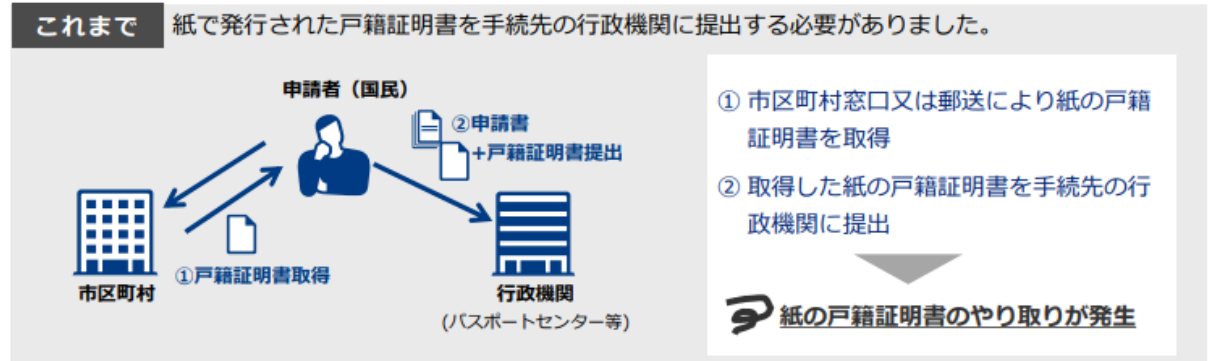
戸籍電子証明書

- 戸籍については、本人の申請に基づき、戸籍情報を法務省から他の行政機関に連携する仕組み（戸籍電子証明書）が開始されている（本人に証明書を電子的に交付する仕組みではない）。

戸籍電子証明書の電子交付の概要

	戸籍電子証明書の電子交付
情報を取得する者	行政機関 ※本人からの請求に基づき、法務省から行政機関に直接情報を提供
法令上の根拠	戸籍法第120条の3
電子交付に対応している証明書	・戸籍電子証明書 ・除籍電子証明書
交付形式	電子データ ・PDF形式 ・テキスト データ形式 ※R7年3月時点では、旅券申請手続、在外公館における身分関係事項等に関する証明手続、マイナ免許証の本籍情報変更で利用可能
手数料の額	無料 ※マイナポータルからの請求の場合
手数料の納付方法	—
改ざん防止措置	法務大臣の電子署名

（参考）戸籍電子証明書の取得イメージ



（出典：法務省HP）

戸籍電子証明書の記載事項・セキュリティ対策

- 戸籍電子証明書について、記載事項とセキュリティ対策は以下のとおり。

記載事項

- 戸籍内の各人について記載
 - 氏名
 - 本籍
 - 生年月日
 - 実父母の氏名
 - 実父母との続柄
 - 夫又は妻である旨
 - 出生地
 - 出生届の届出日及び届出人
 - 婚姻日
 - 配偶者氏名
 - 従前戸籍

セキュリティ対策

本人確認

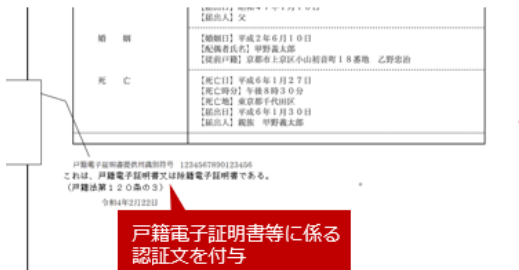
(マイナポータルで取得する場合)
マイナポータルログイン時にマイナンバーカードの電子証明書による認証
(市町村窓口で取得する場合)
本人確認書類による本人確認

改ざん防止措置

法務大臣の電子署名

電子署名の有効性確認により
改ざん有無を確認

<提供イメージ (PDFファイル)>



<提供イメージ (テキストファイル)>

```
<koseki:身分事項>
<koseki:出生 事件種別="出生">
  <koseki:出生日>
    <koseki:年号>昭和</koseki:年号>
    <koseki:年>46</koseki:年>
    <koseki:月>6</koseki:月>
    <koseki:日>21</koseki:日>
  </koseki:出生日>
  <koseki:出生地>東京都千代田区</koseki:出生地>
  <koseki:届出日>
    <koseki:元号>昭和</koseki:元号>
```

※ 各行政機関が必要な項目を指定

全部事項証明	
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地
氏名	甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成23年4月1日 【改製事由】平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成2年6月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野幸子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】東京都上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成2年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】東京都上京区小山初音町18番地 乙野忠治

<対象の戸籍証明書>

住民票の写しの記載事項・セキュリティ対策（コンビニ交付の場合）

- コンビニ交付で取得できる住民票の写しについて、記載事項とセキュリティ対策は以下のとおり。

住民票の写し

氏名	生年月日	性別	住民となった年月日
佐藤 太郎	昭和40年10月10日	男	昭和62年4月1日
住所	北東京市桜町77番地9-101		
世帯主	佐藤 太郎		
前住所	南東京市桜町120番地45		
本籍	東京都東京市東区北00条東16丁目5		

（以下省略）

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成22年 1月27日
北東京市 市長 山田 太郎

東京都
北東京
市長之印

10001201001275000123456789000000001000000010001

記載事項

- 氏名
- 旧氏
- 生年月日
- 性別
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄※
- 戸籍の表示(本籍・筆頭者)※
- 住民となった年月日
- 住所、住所を定めた年月日
- 届出の年月日、転入前住所
- 個人番号※
- 発行日

※の項目は、特別の請求がない限り、全部又は一部の記載を省略可能

セキュリティ対策

本人確認

取得時にマイナンバーカードの電子証明書による認証

改ざん防止措置

けん制文字

複写すると「複写」という文字が現れる

スクランブル画像

証明書複合画像表示システムで住民票の写しの情報との一致を確認

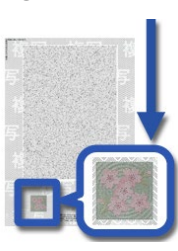
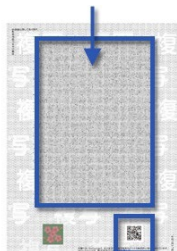
偽造防止検出画像

画像確認機器で映し、潜在画像を確認

①けん制文字

②スクランブル画像

③偽造防止検出画像



画像確認機器で映すと潜在画像が浮かび上がる。

（出典；地方公共団体情報システム機構ホームページ）

住民票の写し・電子納税証明書・戸籍電子証明書の比較

		住民票の写し（コンビニ交付）	電子納税証明書	戸籍電子証明書
交付媒体		紙	電子データ （PDF形式とXML形式がある）	電子データ （PDF形式とテキストファイル形式がある）
交付件数(令和5年)		約1,500万件 （住民票の写しの総数：約5,600万件）	約12万件 （納税証明書の総数：約200万件）	集計値なし （戸籍謄本等の総数：約4,400万件）
主な記載事項		氏名 住所 生年月日 性別 続柄 本籍 個人番号 これらについて、 世帯員の情報 も取得可能	氏名 住所 税目 年度及び区分 納税額等 税務署長印 ※納税証明書の件数は非公表・取扱注意 （WG委員限り）	氏名 本籍 生年月日 実父母の氏名・続柄 出生地 配偶者氏名 従前戸籍 同一戸籍内の 各人について 記載
交付対象者		本人	本人	行政機関 （注：交付の流れ） ①本人が法務省から識別符号（対象者の戸籍電子証明書を一意に特定する符号）を取得し、行政機関に符号を送付 ②行政機関が、戸籍情報連携システムに識別符号を入力して戸籍電子証明書を取得 ※本人は、戸籍電子証明書の内容を確認できない
主な用途	行政	厚生年金の請求、確定申告 等	入札参加資格申請	パスポート申請、マイナ免許証の本籍更新申請
	民間	銀行口座の開設、ローン申請 等	ローン申請	－（現時点では行政機関にのみ提出可能）
本人からの提出方法		紙で相手方に提出	電子データを相手方に送信	識別符号を相手方行政機関に送付 ※本人は、戸籍電子証明書の内容を確認できない
本人確認措置		マイナンバーカードの電子証明書	マイナンバーカード等の電子証明書	（マイナポータル経由で識別符号を取得する場合） マイナンバーカードの電子証明書 ※市町村窓口でも取得可能
改ざん防止措置	複写防止	けん制文字	（PDF形式の場合） マイクロ文字・レリーフ模様	－（特段の制限なし）
	偽造防止	スクランブル画像・偽造防止検出画像	（PDF形式の場合） QRコード・特殊潜像模様 （XML形式の場合） 税務署長の電子署名	法務大臣の電子署名

住民票の写しの電子交付に係る論点①

- 「住民票の写しの電子交付」については、**これまでの議論を踏まえると以下のような論点が考えられるか。**

論点①

「住民票の写しの電子交付」について、電子納税証明書や戸籍電子証明書との違いはどのような点にあるか。

- 電子納税証明書は、本人に対して交付される仕組みであるが、①交付件数、②記載される情報、③提出先・用途 に関し、以下のような違いがある。

①交付件数

住民票の写しの交付件数（紙媒体を含む。）は年間約5,553万件（令和5年）であり、納税証明書と比較しても極めて多い。

②記載される情報

住民票の写しには、本人や世帯員の4情報、個人番号、本籍情報が記載されている。一方、納税証明書には、本人の氏名、納税額、所得金額等が記載されている。本人に関する機微な情報を含む点では共通するが、住民票の写しには、本人以外の世帯員の情報が含まれている点で異なる。

③提出先・用途

納税証明書は、民間事業者については、金融機関に対し融資（住宅ローン等）の申し込み等で提出されており、用途は一定の場合に限られる。一方で、住民票の写しは、勤務先や家主も含め、より幅広い民間事業者に対して提出される。また、住民票の写しは、記載された住所等を確認するだけでなく、それ自体が本人確認書類として官民の様々な手続で利用されている。

- 戸籍電子証明書は、本人に対してではなく行政機関に対して交付される仕組みであり、「住民票の写しの電子交付」が想定する利用シーンとは異なる。

住民票の写しは、本人以外の情報を記載事項に含むほか、官民を通じた手続で**本人確認手段として幅広く活用**されており、「**住民票の写しの電子交付**」については、**住民票の写しの特性を踏まえた上で、より丁寧な検討が必要**ではないか。

住民票の写しの電子交付に係る論点②

論点②

「住民票の写しの電子交付」を行う場合のリスクとして、どのようなことが考えられるか。

- 個人情報保護委員会が公表している「PIA の取組の促進について—PIA の意義と実施手順に沿った留意点—」※では、以下の点があるが、民間事業者における個人情報の取扱いにおけるリスク要因として挙げられている（紙媒体、電子媒体に共通）。

※民間事業者において個人情報を取り扱うに当たり、事前の対策としてPIA（個人情報保護評価）を行う際の留意点を示したもの。

PIA の取組の促進について —PIA の意義と実施手順に沿った留意点—（2021年6月30日個人情報保護委員会）抜粋 ※赤字は事務局において加筆

II. PIA の実施手順に沿った留意点

3. リスクの特定

（略）事業者側のリスク要因として、以下の着眼点が考えられる。なお、これらはあくまで例示であり、リスク要因は、事業の性質等によって変わり得ることに留意が必要である。

- 利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか。
- 本人が、自らの個人情報等がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できるか。
- 個人情報等が過剰に収集される可能性がないか。
- 本人からの各種請求への対応は滞りなく行われるか。
- 権限のない者が個人情報等に不正にアクセスする可能性がないか。
- 個人情報等の紛失、盗難又は不正に持ち出される可能性がないか。 →（例 1）
- 不適正な個人情報等の編集、紐づけ、分析等の利用が行われる可能性がないか。 →（例 2）
- 不必要に保有し続ける情報がないか。

- その上で、紙媒体と比較した電子媒体の一般的特性として、複写した場合に原本との区別が困難であることや受け渡しが容易であること、記載されている情報のリスト化が容易であること等がある。これらを踏まえると、住民票の写しの電子交付を行う場合、次のようなリスクが高まるおそれがある。

（例 1） 本人から住民票の写し（電子データ）の提出を受けた相手方事業者において、悪意のある職員により電子データがコピーされる可能性がある。コピーされた電子データが本人確認書類として使われ、本人の知らないところで本人になりすまして契約が行われることが考えられる。

（例 2） 契約手続の中で本人から住民票の写し（電子データ）の提出を受ける相手方事業者において、契約者から取得した電子データがストックされ、事業者内で電子データごと共有される可能性がある。当該電子データを用いて本人以外の世帯員の情報も含めた情報がリスト化され、利用目的外の活動に用いられることが考えられる。

- 住民票の写しは、例えば、運転免許証の新規取得や金融機関へのローンの申し込み等、官民を通じた幅広い手続で本人確認書類として使われている。
- 電子データはコピーが可能であり、紙の住民票の写しに比べて複写が容易。例えば、コンビニで交付された紙の住民票の写しについては、複写された場合に複写である旨が分かるよう、けん制文字が組み込まれている。

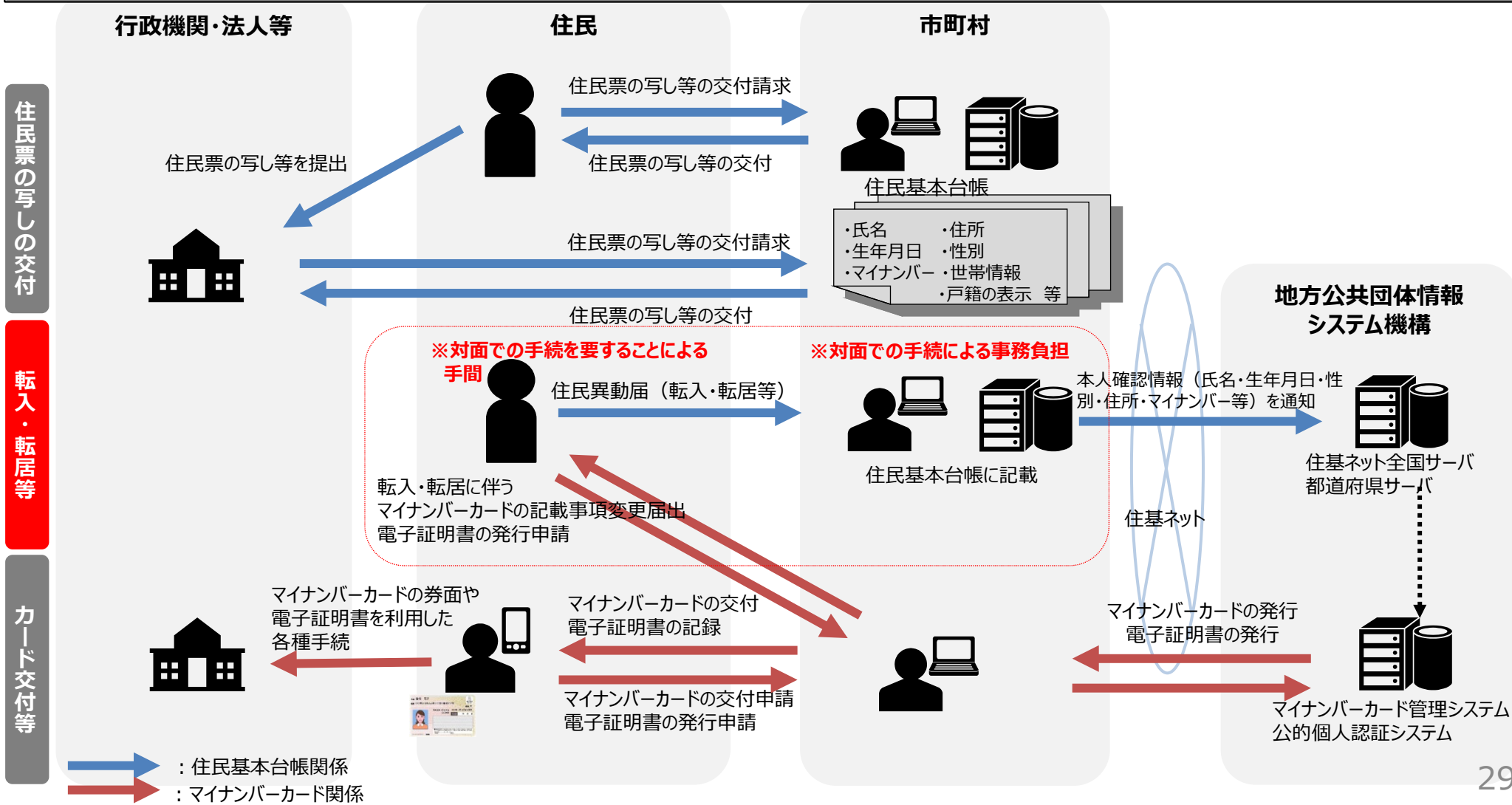
このようなリスクや課題をクリアする方策があるかという観点で検討を進めることが必要ではないか。

- (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
- (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策**
- (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策（転入・転居手続のオンライン化）

第1回WG資料

- 住民基本台帳は、住民の居住関係を公証するとともに、選挙や税など各種行政事務の基盤となるものであることから、**転入・転居届は、対面で本人確認や居住実態の確認を行った上で受理することとされている**。また、転入・転居に伴うマイナンバーカードの書き換え手続についても、**窓口で対面で本人確認をしていることをもって、カードや電子証明書の信頼性が確保されている**。
- これらを踏まえた上で、住民の利便性向上や窓口業務効率化の観点から、**転入・転居に係る手続をオンラインで行う場合の課題を整理**してはどうか。



- 住民基本台帳への記載は、**転入・転居時に、市町村の窓口において対面での確認を行った上で行われる。**
- 住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となっており、選挙や税をはじめとして、様々な行政分野で利用される。**各行政機関は、住民基本台帳において、住民情報が正確に記録されていることを前提に、事務処理を行っている。**
- 本人確認書類である**マイナンバーカード**には、**住民基本台帳の情報（氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー）が記載される。**

住民基本台帳への記載



住民基本台帳の情報（氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー）が記載される

利活用シーン

各行政機関は、住民基本台帳において、住民情報が正確に記録されていることを前提に、事務処理を行っている

行政機関における
事務処理の基礎

選挙

税

国民健康保険

マイナンバー関連

...

マイナンバーカード
の記載

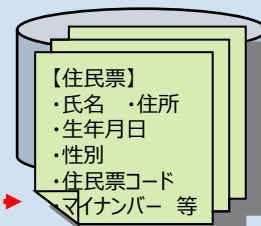
住民票の写し
(証明書としての利用)

官民の各種手続きで利用される

- マイナンバーカードや電子証明書は、**交付・発行時の窓口における対面での本人確認を信用の起点としている。対面での本人確認を前提として、公的な本人確認書類としてのマイナンバーカードの利用や、オンラインで安心・安全に本人を確認する手段としての電子証明書の利用**（都度、対面での本人確認を要さない）が行われている。

マイナンバーカード・電子証明書の交付・発行

住民基本台帳



利活用シーン

官民の各種手続き



この人はAさんだ

カード券面に記載された住民情報（住民基本台帳の**氏名・住所・生年月日・性別**・マイナンバーが記載されている）や**顔写真**により、本人確認が行われる。

官民の各種オンライン手続き



Aさんからの申請だ

電子証明書（署名用電子証明書には、住民基本台帳の**氏名・住所・生年月日・性別**が記録されている）により、オンラインで本人確認が行われる。

本人確認書類



②対面で本人確認

一致
(信用の起点)

①カード交付申請・電子証明書発行申請

③カード交付・電子証明書発行

市町村職員

住民A

本人の顔写真



マイナンバーカード

電子証明書

マイナンバーカードの提示

信用

電子証明書の利用

信用

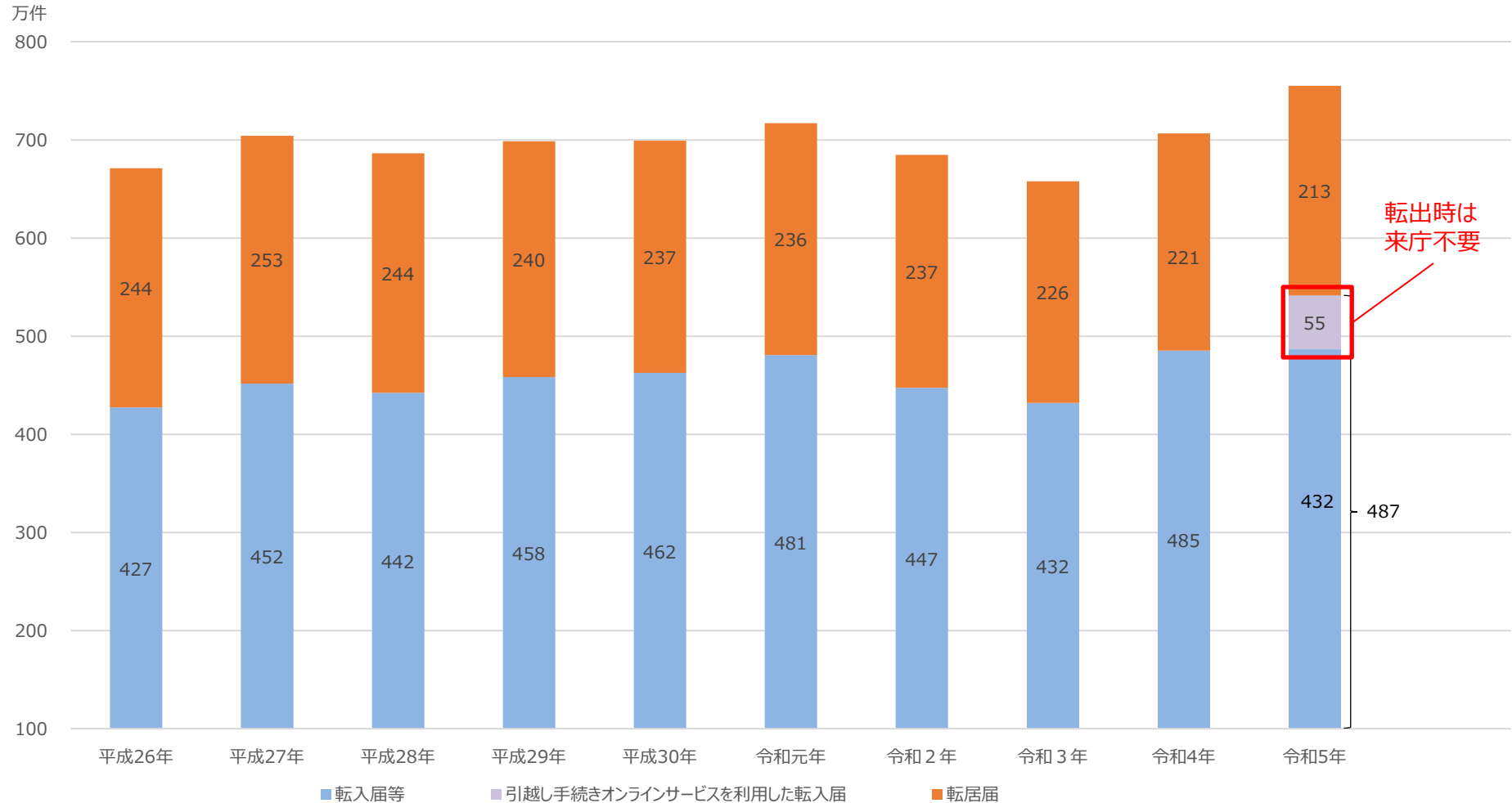
住民A

インターネット

電子証明書

転入届・転居届の件数の推移

- 転入届・転居届の件数は、年間約700万件前後で推移。
- 従来、転出時にも市町村窓口に来庁して手続が必要であったところ、令和5年2月から開始された**引っ越し手続オンラインサービス**により、**マイナンバーカードの交付を受けている者が、マイナポータルを利用して転出届をオンラインで提出するとともに、転入届を提出する際の来庁予約をオンラインでできるようになった**（令和5年に同サービスを利用して転入届がなされた件数は、約55万件）。



※ 転入届等には、住民基本台帳法第22条、第30条の46に基づく転入届、第30条の47に基づく届出、住基法第24条の2に基づく特例転入の件数が含まれている。

マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策（転入・転居手続のオンライン化）

- ・ 転入・転居手続のオンライン化について、**これまでの主な議論は以下のとおり。**

第1回WGにおける主な議論

- ・ 海外事例として、ノルウェーでは転入転出の手続がオンライン化されている。転入届には居住実態の確認が必要とのことだが、郵便局等の民間のサービスを活用して確認することも一案ではないか。
- ・ 転入オンラインについては、令和3年の検討会でも、居住実態の確認について郵便局や警察の活用を議論したが、郵便局や警察官の負担が増えるとトータルでの負担軽減になるのかという課題もある。
- ・ 転入転出の手続やマイナンバーカードの情報の更新は、これが色々なサービスで使われることを考えると、きちんと来てもらって本人確認することは必要ではないか。なお、本人確認は必要だが、複数のサービスを集約して本人確認をすることはあり得るのではないか。
- ・ 当団体では「行かなくてもいい窓口」を目指しているが、転入手続をオンライン化した場合、各市町村単独のサービスも含め、転入時に必要な各種申請手続が1つにまとまらないと利用者の利便性が高まらない。様々な行政手続が一回で終わるのが望ましい。

第2回WGにおける主な議論

- ・ 転入届のオンライン化については、届出書の補正が必要な場合にどう対応するかという課題がある。また、マイナンバーカードの券面の書き換えや署名用電子証明書の更新の手続は結局来庁が必要になるという課題がある。例えば、署名用電子証明書の更新をコンビニで対応できれば事務の効率化に繋がる可能性がある。また、転入届以外にも、転入時に行う様々な行政手続についてもまとめてオンライン申請を可能とするような方策の検討が必要。
- ・ 転入届をオンライン化した場合に、遡り転入のような、通常より慎重な審査が必要なケースについても対応できるか検討すべきである。
- ・ マイナンバーカードの券面の住所情報は、住所情報を本人確認における確認事項として用いているので必要とされているところ。また、住所情報は署名用電子証明書にも搭載されていることから、転入時に電子証明書の再発行が必要。電子証明書を、市町村窓口以外で安全に再発行できる手法があるかという点が課題。
- ・ マイナンバーカードのICチップの券面情報に正しい情報が入っていることから、券面記載の住所情報をなくすということも考えられるが、次期マイナンバーカードに係る検討では、日本では住所情報がないと本人確認書類として認められないという実情があることを踏まえ、券面に住所情報を残すこととなった経緯がある。

諸外国における住所変更手続①

・ 以下の国では、オンラインでの転入手続が可能とされている。これらの国では、**全国レベルで建物・土地の登録簿が整備されており、住民登録された住所の実在性や物件の所有者について、土地・建物登録簿上で確認を行うことが可能な状況になっていると考えられる。**

国	住民登録簿の 管理主体	住所変更時の 手続	住所変更時の手続の流れ（オンラインで行う場合）
日本	市町村	対面	－
オーストリア	連邦 (中央住民登録システム)	オンライン可	①デジタルID（ID Austria）を用いて政府オンラインサービスにログイン ②住民登録フォームに必要な情報を記入・提出。その際、 統計局が管理する建物住宅登録簿（GWR）に記録された不動産の所有者氏名・住所の情報を求めている。 ※不動産の提供者（アパートの家主等）は、地方登録事務所からの要請があった場合、居住者に関する情報を直ちに提示しなければならない(過去6か月以内に誰にどの施設を提供したか等)
スウェーデン	国 (人口登録簿)	オンライン可	①金融機関で発行される電子ID（Bank ID）で国税庁ウェブサイトログイン。 ②国税庁ウェブサイトの新住所等の情報を記入・提出 ※賃貸契約書、不動産証書等の証明書の提出を求められる場合がある。これらは、新住所の照合と検証に使用される。
デンマーク	国 (中央人口登録簿)	オンライン可	①デジタルID（Mit ID）を用いて政府オンラインサービス（borger.dk）にログイン ②borger.dkで新住所、転居者、転居日等を提出 ※オンラインで手続を行う際、新住所は、建物や部屋番号含めてプルダウンで選択する。 ※賃貸契約書、不動産証書等の証明書の提出を求められる場合がある。これらは、新住所の照合と検証に使用される。
エストニア	国 (人口登録簿)	オンライン可	①eIDカード等を用いて政府オンラインサービス（e-population register）にログイン ②新住所等を入力し、 賃貸契約書等の権利を証明する文書を提出。 ③ 登録した住所に書類を郵送し、配達されたことをもって居住実態の確認を行っている。 ※家主等は、不動産登録簿（e-land register）で自己の物件に住民登録している者を確認可能。賃貸借契約のない者が自己の物件に住民登録していた場合、当局に住民登録の取り消しを申し出ることができる。
韓国	市区郡 (全国的な住民登録データベースは国が管理)	オンライン可	①政府オンラインサービス（政府24）にログイン ②転入届フォームに必要事項を記入・提出 ※「賃貸借契約書」または「不動産売買契約書」などの居住事実が確認できる書類を提出すると、里・統長などによる転入届事実の確認が省略できる。
(参考※) シンガポール	国	オンライン可	①デジタルID（Sing Pass）を用いて政府オンラインサービス（e-service）にログイン ②e-serviceで新住所と転居日を申請 ③ 新住所に 6桁のPINが記載された通知が届き、e-serviceにPINを入力 ④PINが確認されると、住所情報が更新される。

※ シンガポールは都市国家であるため、自治体が存在しない。 (令和5年度に総務省が実施した委託調査を元に作成)

諸外国における土地・建物に関するデータベース①

- デンマークでは、「**建物・住居登録簿** (Buildings and Dwellings Register)」が整備されている。建物・住居登録簿は、**国の基本データインフラの一部として、他の公的登録簿と連携**されている。また、建物・住居登録簿には**所有者の氏名とCPR番号（個人識別番号）**が搭載されている。
- 建物・住居の情報が全国レベルでデータベース化されていることにより、住民登録された住所の実在性や物件の所有者が確認可能であるほか、オンラインで転入手続を行う場合、予め登録された住所・建物リストの中から、転入先をプルダウン方式で選択することができ、届出内容の補正の必要性が少ない仕組み**になっているのではないかと考えられる。

デンマーク

中央人口登録簿と建物・住居登録簿等との関係



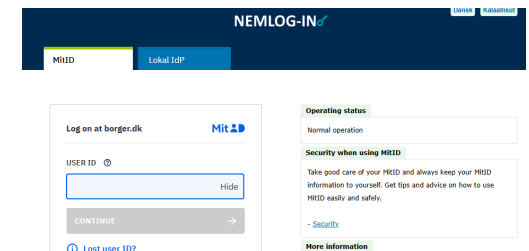
記載される主な情報

- ・所有者の名前
- ・所有者の住所
- ・所有者の個人番号 (CPR)
- ・所有開始日
- ・建築年、改築年
- ・フロア数、部屋数
- ・総居住面積
- ・位置情報 (住所、地理座標)
- ・住所番号

オンラインによる転入手続

- ① 政府オンラインサービス (borger.dk) にMit IDを入力し、ログイン
- ② 個人番号 (CPR) を入力
- ③ 転入日を入力
- ④ 新しい住所 (ストリート名、建物番号、階数と部屋の番号) を**プルダウン方式**で入力

(政府オンラインサービス (borger.dk) のログイン画面)



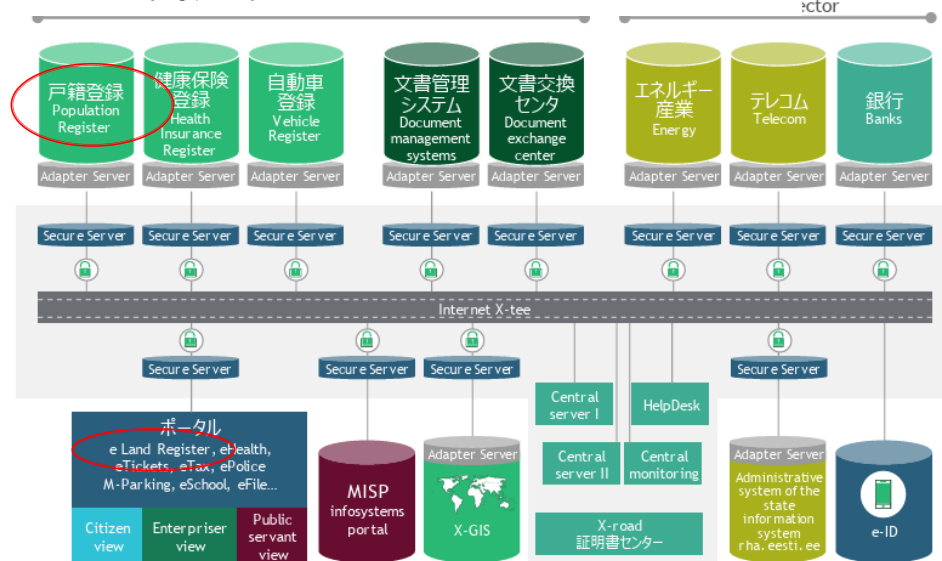
諸外国における土地・建物に関するデータベース②

- エストニアや韓国でも、建物・土地登録簿や住民登録簿を含む各種行政データが連携可能な仕組みが整備されている

エストニア

- E-Land Register（土地登録簿）に、「土地登記簿コード」「使用目的」「面積」「住所」「所有者」「抵当権等の情報」が登録されている。
- 官民を通じた情報連携がX-treeを介して行われている。E-Population Register（人口登録簿）とE-Land Registerも、X-treeを介して連携可能。

X-treeのイメージ

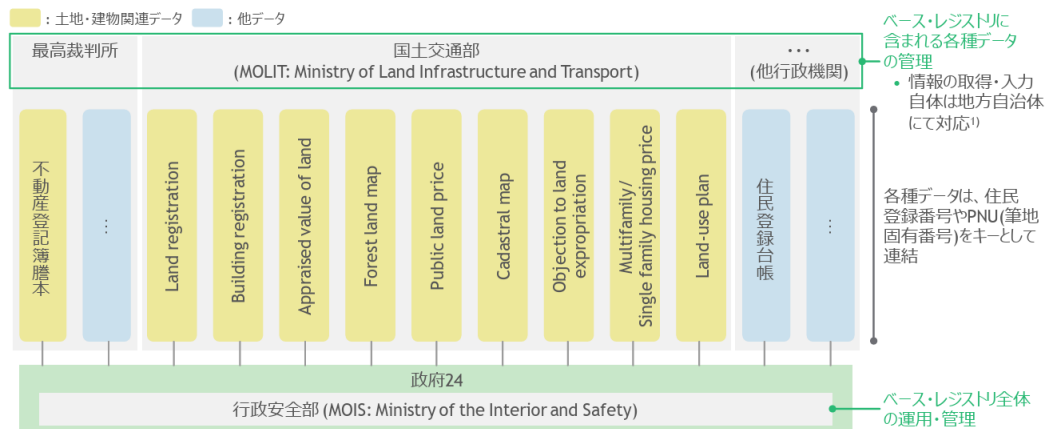


(出典) デジタル庁委託調査事業「土地関連台帳の連携のための制度的検討に向けた調査研究 調査報告書(2022年11月)」

韓国

- 行政安全部において、住民登録台帳も含めたベースレジストリの取組が進んでいる。
- 土地関連情報として、住民登録番号やPNU(筆地固有番号)をキーとして以下Land Registration、Building Registration等のデータベースが相互連携されている。

ベースレジストリのイメージ



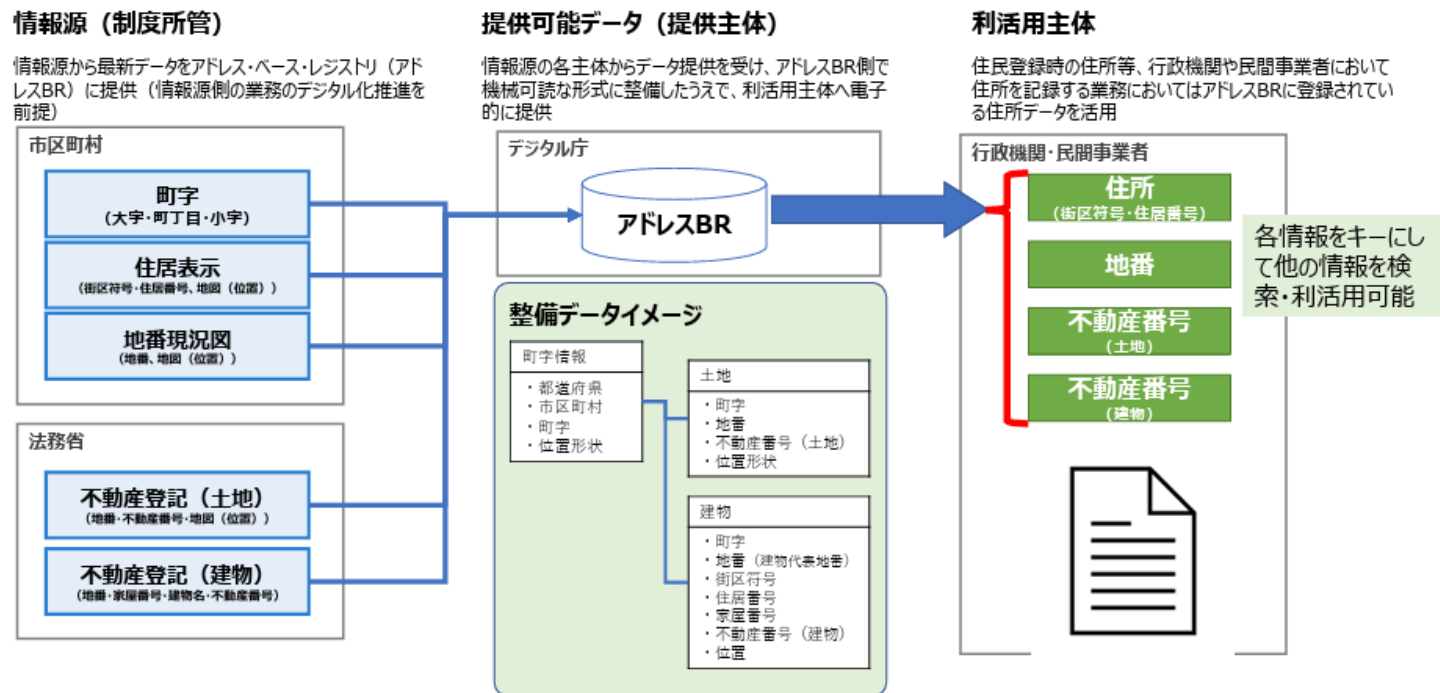
(出典) デジタル庁委託調査事業「土地関連台帳の連携のための制度的検討に向けた調査研究 調査報告書(2022年11月)」

(注) デジタル庁委託調査事業「土地関連台帳の連携のための制度的検討に向けた調査研究 調査報告書(2022年11月)」を参考として作成

日本におけるアドレス・ベース・レジストリの取組

- 日本では、住所・所在地及び建物情報を行政が一元的に管理しておらず、各管理主体でそれぞれに住所・所在地及び建物情報や地図等を整備している。
- 現在、**デジタル庁を中心に、既存の制度の相互運用性を担保しつつ、行政機関や民間事業者が参照可能な住所・所在地及び建物情報を統一番号の元で管理・整備する「アドレス・ベース・レジストリ」の取組が進められている。**

構築が必要なデータベースのイメージ



（出典）令和5年9月20日デジタル臨時行政調査会作業部会（第24回）デジタル庁提出資料「ベース・レジストリと制度的課題について（住所・所在地・建物情報に係る番号制度やベース・レジストリの整備について）」

- 今後、アドレス・ベース・レジストリの取組が進み、諸外国のような土地・建物を含めたデータベースができれば、住民登録に際し、**①住民登録がなされる土地・建物の情報を参照することが容易となり、オンラインでも居住実態の確認が円滑に行える可能性**があるほか、**②転入先を、データベース化された住所・建物の情報からプルダウン方式で選択する等、オンラインでも届出内容の補正の必要が少ない仕組みが構築できる可能性がある**のではないかと考えられます。

諸外国のIDカードに係る初回発行・住所変更時の手続等

- ・ 諸外国でも、日本と同様、IDカードの初回発行・更新時には、対面での本人確認を行っている。
- ・ 欧州では、日本のマイナンバーカードと異なり、IDカードの券面に住所情報が記載されていない事例も多く、この場合は、住所変更時に特段の手続を要しない。

国	物理的なIDカード				
	名称	券面への住所記載	ICチップへの住所記載（※）	初回発行時・更新時の手続	住所変更時の手続
日本	マイナンバーカード	有	有	対面	対面 ・窓口で券面及びICチップに記載された住所を書き換え
オーストリア	オーストリアIDカード	無	無	対面	—
スウェーデン	国民IDカード	無	無	対面	—
デンマーク	（日本のマイナンバーカードに相当する物理カードはない）				
エストニア	eIDカード	無	無	対面	—
韓国	住民登録証	有	無（ICチップ無し）	対面	確認中
（参考）シンガポール	国民登録カード	有	無（ICチップ無し）	対面	オンライン ・オンラインで転入手続を行うと、新住所を記載したステッカーが郵送される。

（令和3年度に総務省が実施した調査を元に作成）

※ 日本のマイナンバーカードに搭載されたICチップには、券面情報が格納された券面APがあるところ、諸外国のIDカードにおける同様の機能の有無を記載している。

諸外国のオンラインの本人確認手段に係る初期登録・住所変更時の手続等

- ・ 諸外国におけるオンラインの本人確認手段（電子証明書）は、必ずしもIDカードに搭載される形態ではない。
- ・ 諸外国でも、**日本と同様、オンラインの本人確認手段（電子証明書）の初期登録・更新時には、対面での本人確認を行うのが通常**である。
- ・ 日本の署名用電子証明書と異なり、**オンラインの本人確認手段（電子証明書）に住所情報が記載されていない事例も多く、この場合は、住所変更時に特段の手続を要しない。**

国	オンラインの本人確認手段（電子証明書）				
	名称	電子証明書のIDカードへの搭載	電子証明書への住所記載	初期登録時・更新時の手続	住所変更時の手続
日本	署名用電子証明書	有	有	対面	対面 ・窓口で、新住所の情報が入った署名用電子証明書を発行
オーストリア	IDオーストリア	無	無	対面	—
スウェーデン	Freja eID	無	不明	対面又はオンライン（※） ・Frejaアプリをダウンロードし、顔写真を撮影、パスポート等をスキャンして初期登録	不明
デンマーク	MitID	無	無	対面又はオンライン（※） ・MitIDアプリをダウンロードし、顔写真を撮影、パスポート等をスキャンして初期登録	—
エストニア	eID	有	無	対面	—
韓国	デジタル証明書	無	確認中	確認中	確認中
（参考）シンガポール	SingPass	無	有	対面又はオンライン ・サイトにアクセスし、顔認証による本人確認を行った後にID登録	オンライン ・転入手続が完了し、国民登録システムの住所が更新されるとSingPassの住所情報も自動更新される。

※ スウェーデンのFreja eIDとデンマークのMitIDについては、オンラインで登録を行った場合は、EUにおける電子商取引のためのトラストサービスに係る規則であるeIDAS規則の保障レベル（低/中/高）では、中程度とされている。

（令和3年度に総務省が実施した調査を元に作成）

- 転入・転居に伴い、マイナンバーカードや電子証明書についても、市町村窓口で以下の手続きを行うこととされている。**転入・転居に伴う手続きをオンラインで完結させるためには、転入届・転居届に加えて、マイナンバーカードや電子証明書に係る手続きをオンラインで行えるかという観点からも、整理が必要。**

(1) カードの券面変更 (2) ICチップの住所情報の書き換え (3) 署名用電子証明書の再発行

(1) カードの券面変更

追記欄に新しい住所を追記する

(2) ICチップの住所情報の書き換え

ICチップに券面と同じ情報（氏名、住所、性別、生年月日等）が記録されており、住所情報を書き換える

(3) 署名用電子証明書の再発行

署名用電子証明書には、氏名、住所、性別、生年月日等が記録されており、転入・転居により住所が変わると署名用電子証明書は失効する。そのため、転入・転居後の住所が記録された新たな署名用電子証明書を発行する。

署名用電子証明書のイメージ

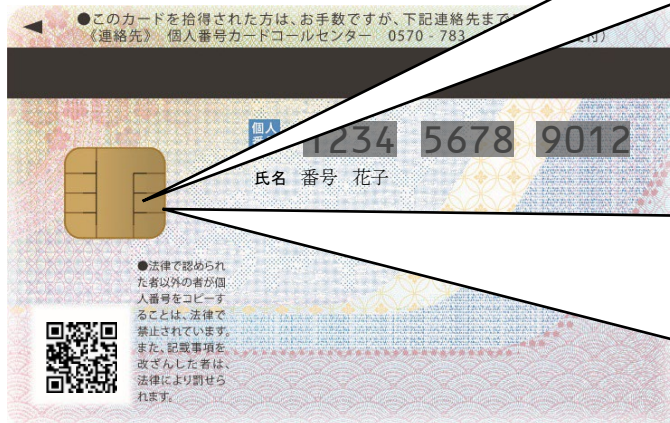
※転入・転居で住所が変わると失効する

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
署名用公開鍵	

利用者証明用電子証明書のイメージ

※転入・転居では失効しない

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
利用者証明用公開鍵	



「次期個人番号カードタスクフォース」最終とりまとめ(抜粋1／2)

1. カードの機能向上に向けた重点的対策項目

(1) カードの券面記載事項

①氏名、生年月日、住所の3情報及び顔写真

券面の氏名、生年月日、住所、顔写真の記載については、現在、官民の様々な場面において、カードが対面での本人確認書類として利用されており、その際必要な情報となるため、次期カードでも、券面に氏名、生年月日、住所、顔写真を記載する。

⑤その他記載事項（生年月日西暦併記、氏名フリガナ、氏名ローマ字）

次期カードにおいては、氏名のフリガナについては、当初から券面に記載される。また、生年月日の西暦については、次期カードでは追記欄ではなく、本欄の和暦に置き換えて記載することを検討する。そして、氏名のローマ字についても、次期カードでは追記欄ではなく、本欄の漢字等と併せて記載することについて、旅券のローマ字表記との整合性にも配慮しつつ検討する。

⑥追記欄

追記欄については、（略）次期カードでも追記欄はおもて面に設けるべきである。
一方で、追加欄を拡大することで、追記欄が満欄となり来庁する負担が国民に発生するという課題に対応する。

(2) カード等に用いる技術

① 暗号方式の在り方

- ・ 電子証明書の有効期間（5年）をカード本体の有効期間にあわせ、10年に延長する。なお、18歳未満の場合は現行どおり、カード本体並びに電子証明書の有効期間は5年とする。
- ・ その前提として、10年の有効期間に耐えうる強固な暗号方式に移行する。

(3) 発行体制

② 更新の在り方

- ・ 個人番号カード自体の10年目の更新について、郵便局での更新体制の整備を推進するなど、市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める。なお、個人番号カードは、対面に加え、オンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認書類であり、それ自体の更新については電子証明書の更新と異なり、顔写真の情報が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要がある。これらのことに鑑み、現在と同様、対面による厳格な本人確認を継続する。

次期個人番号カードのデザイン(イメージ)

参考資料

シンプルに、わかりやすく。 —

色や柄、レイアウトを調整し、情報が読みやすく、持ちやすいデザインを追求します。



— 魅力的なデザインに。

日本の国民カードにふさわしい、誰もが持ちたくなる魅力的なデザインを実現します。



— 文字を、読みやすく。

氏名を中心に、多くのかたに読みやすい文字サイズを設定します。字体も読みやすさを考慮して選定します。

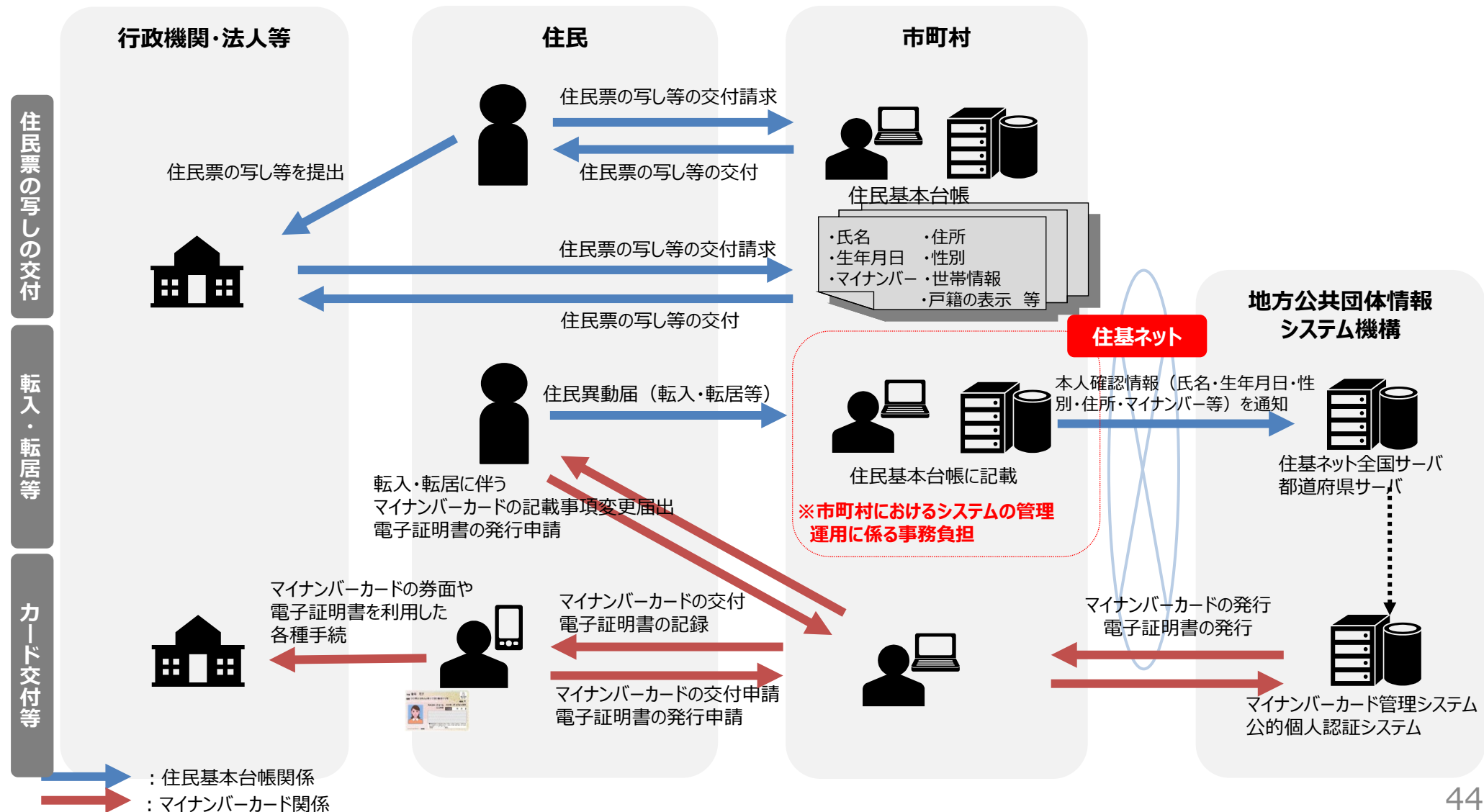
- 次期マイナンバーカードに係る議論のとおり、現時点では、我が国における本人確認手段として住所情報は必要と考えられる。一方、**諸外国のIDカードの住所変更時の対応等も参考にしつつ、検討を深めることも必要**ではないか。
- また、**電子証明書についても、住所情報が含まれており、転入時に更新する必要があるが、電子証明書を市町村窓口での更新以外の方法で安全に書き換える方策など、転入時にオンラインで手続を行うにあたっての課題等を整理する必要がある**のではないかと。

- (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
- (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
- (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策**

住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

第1回WG資料

- 住基ネットに関して、**市町村ではコミュニケーションサーバ（CS）を設置しているが、CSの管理運用に係る事務負担軽減方策を検討してはどうか。**



自治体情報システムの標準化の概要

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

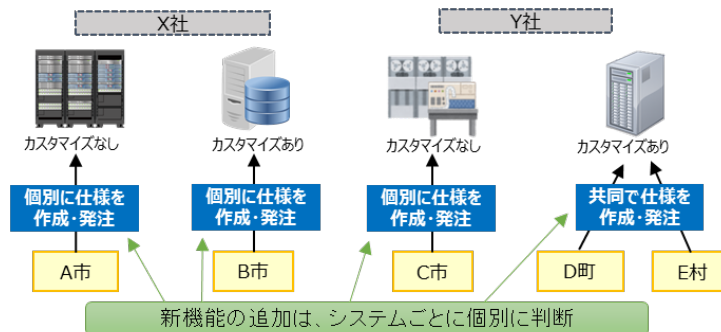
※ 2.0業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

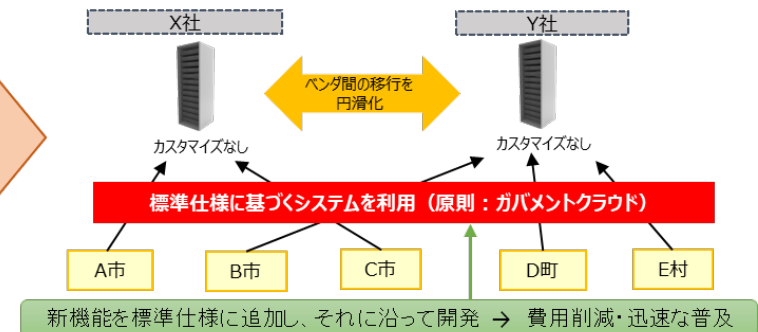
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

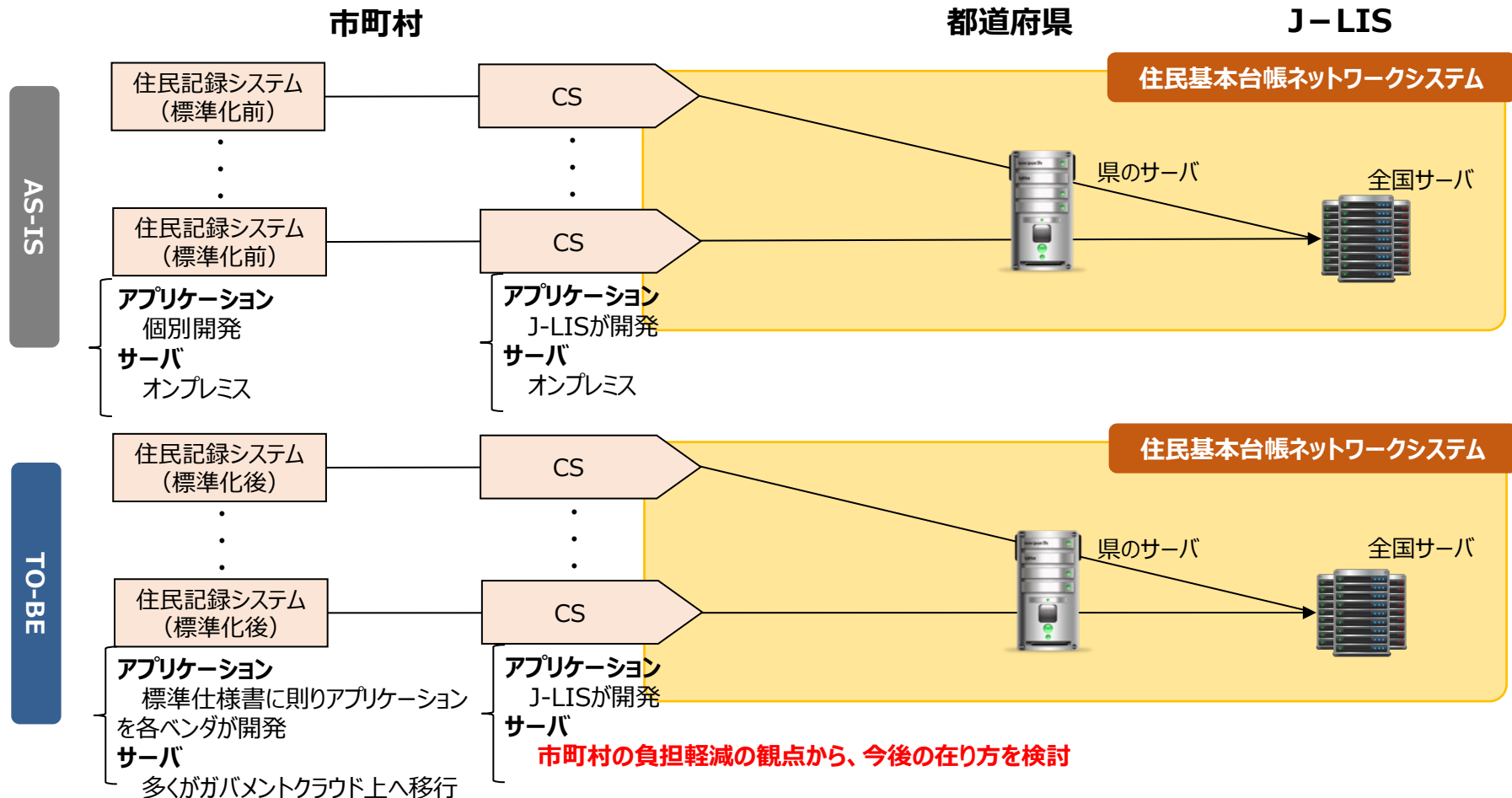
【標準化前】



【標準化後】



- 自治体情報システムの標準化により、**住民記録システムの多くがガバメントクラウド上に移行することを踏まえ、CSの管理運用に係る市町村の負担軽減方策を具体的に検討する必要**がある（令和12年頃にCSの更改が想定される）。



論点

- 市町村におけるCSの管理運用等に関して、具体的にどの程度の業務負担が生じているか。
- 具体的な負担軽減方策として、費用対効果を勘案した上で、どのようなシステム上の対応が考えられるか。

住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

- 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策について、**これまでの主な議論は以下のとおり。**

第1回WGにおける主な議論

- CSについては、今後ガバメントクラウドに移行することが考えられる一方、運用コストやナショナルセキュリティの観点からガバメントクラウドが適切かということも含め検討する必要がある。
- CSのガバメントクラウド移行については、システム標準化後には、住民記録システムと住基ネットが直接API連携するなどシンプルな構造も検討できるのではないか。

第2回WGにおける主な議論

- CSのアプリケーション更新については、受託事業者が行っており市側では直接的な稼働はないため、市職員にそれほどの負担感はない。
- CSの運用管理について、アプリケーションの更新作業に多くの時間を要するほか、データのバックアップ取得が業務時間外対応となるなどの負担がある。CSの共同利用を行えば、職員の負担は改善されるのではないか。

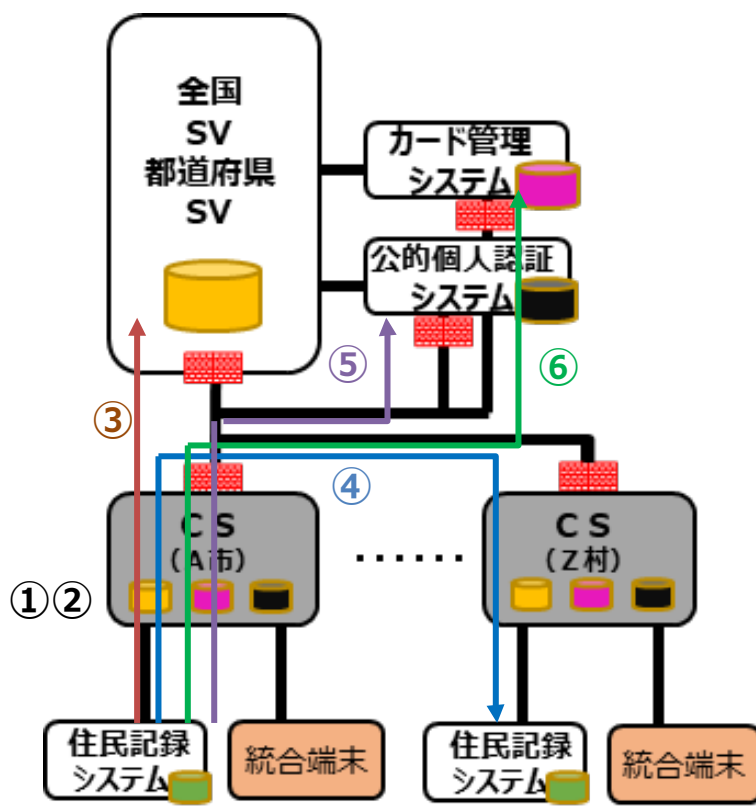
CSの主な役割

• 現在、CSが担っている主な役割は以下のとおり。

- ① 各団体の住民記録システムから送られるデータ形式の標準化・通信方式の限定
- ② 本人確認情報をCSのデータベースで保存
- ③ 本人確認情報の都道府県サーバへの通知
- ④ 市町村間の住基事務の処理（転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等）
- ⑤ マイナンバーカードの管理（交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等）

※例えば、転入・転居時には、CSに保存されている本人確認情報を用いてカード券面の追記欄に新住所を記載している。CSに保存されている本人確認情報を用いることで、市町村窓口で転入・転居届を出した後に早期に記載することが可能。

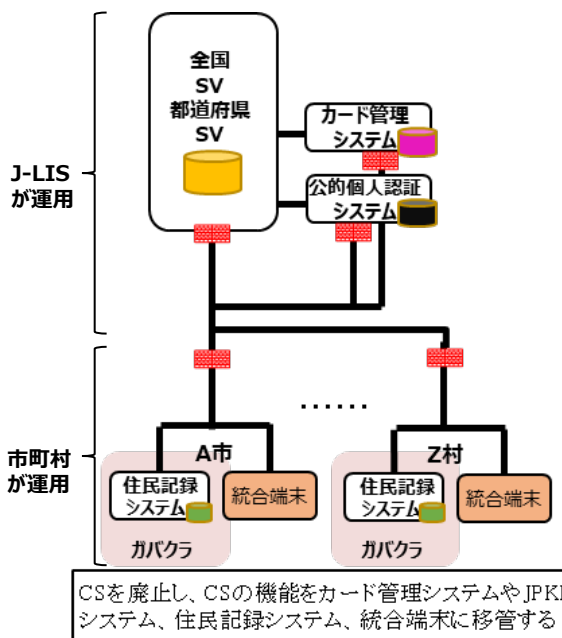
- ⑥ 公的個人認証システムへの通知（電子証明書の発行、失効等に必要なデータの通知）



住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

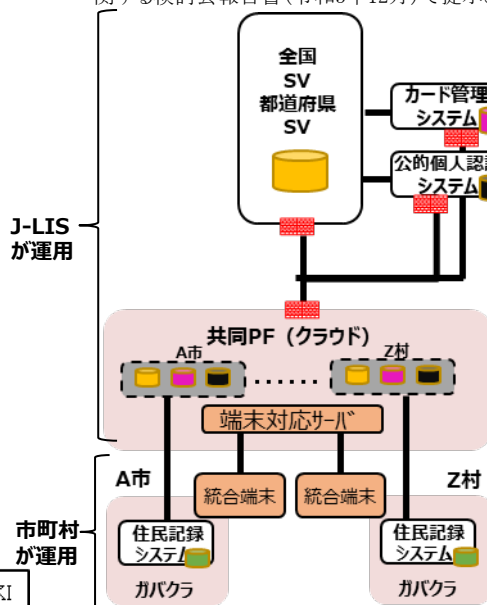
- これまで各団体の住民記録システムにおいて、データ形式が個別に設定されていたが、**今後は、住民記録システムの標準化が進み、データ形式も標準化される**こととなる。
- 住民記録システムの標準化を踏まえ、**以下のような形で、CSの管理運用に係る市町村の負担軽減を図ることが考えられる。**

案1：CSを廃止



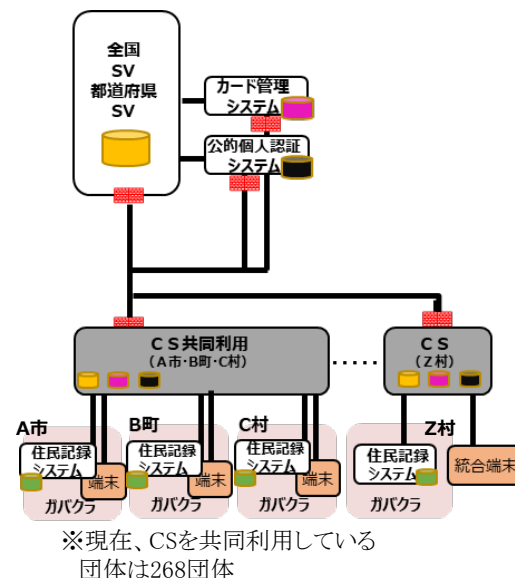
案2：CSを共同PF化

※デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書(令和3年12月)で提示された案

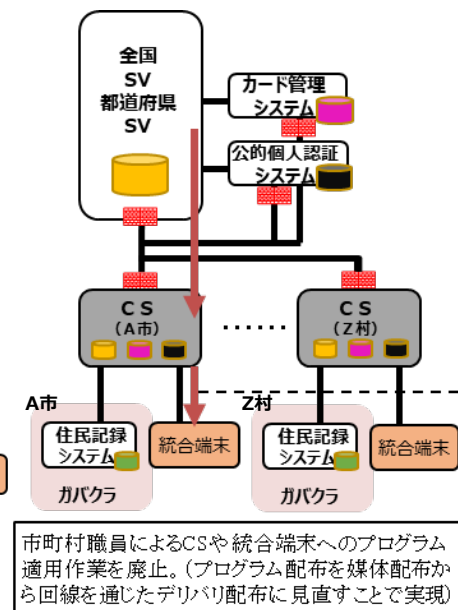


現行スキームで運用負担を軽減する方策

①CSの共同利用の拡大



②プログラム配布方法の見直し



- CSが担うデータ形式の標準化の機能が不要となるため、**その余の機能を住民記録システムや統合端末、J-LIS側システムに移管することで、将来的にはCSを廃止することが考えられるのではないか**（CSの共同PF化よりも、システムの効率化が図られるのではないかな）。
- 将来的にCSを廃止することを前提に**、現在のCSの機能の棚卸しを行い、住民記録システムや統合端末、J-LIS側システムに移管する機能の検証や標準仕様書への影響など、**具体的な検討を進めることが必要**ではないか。
- 一方で、CSを完全に廃止するには、上記の検討作業を含め一定の期間を要することから、その間においても市町村の負担軽減が図られるよう、**CSの共同利用の利用促進やプログラム適用方法の変更等、現行構成のままでも運用負担を軽減する方策を取り入れることが必要**ではないか。